

# 低炭素建築物認定マニュアル

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会  
一般社団法人 日本サステナブル建築協会



## 目 次

1 章 認定業務の概要	2
1. 認定手続の流れ	3
2. 認定手続の内容	4
3. 認定基準に関する審査の手順	8
4. 認定通知書の作成	28
2 章 認定基準（法第 54 条第 1 項第一号の基準）の概要	29
3 章 認定事項（法第 54 条第 1 項第一号の基準）の審査手順	42
1. 基準の適用	44
2. 基準の概要	49
3. 認定基準毎の審査手順	52
4 章 認定基準の（法第 54 条第 1 項第一号の基準）毎のチェックシート	69
1. チェックシート一覧	70
2. チェックシート	71
5 章 参考資料	77
1. 規則様式・参考様式一覧	78
2. 規則様式・参考様式	79
6 章 Q&A	118



## **(参考) 改正告示等について**

令和3年8月に開催された脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会において、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」が公表され、これに基づく基準強化措置として、令和4年8月、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第一号の規定に基づき、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令」（経済産業省・国土交通省令第1号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づき、「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の全部を改正する告示」（経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）が公布された。

これにより、低炭素化基準告示においては、建築物の低炭素化の促進のための誘導すべきその他の基準（以下、その他の基準）を除き、建築物省エネ法基準省令第10条に規定するエネルギー消費性能誘導基準（以下、誘導基準）に適合することを求めることになった。ただし、共同住宅等における算定方法や増改築等の基準の一部等が誘導基準と異なることとなるため、注意する必要がある。

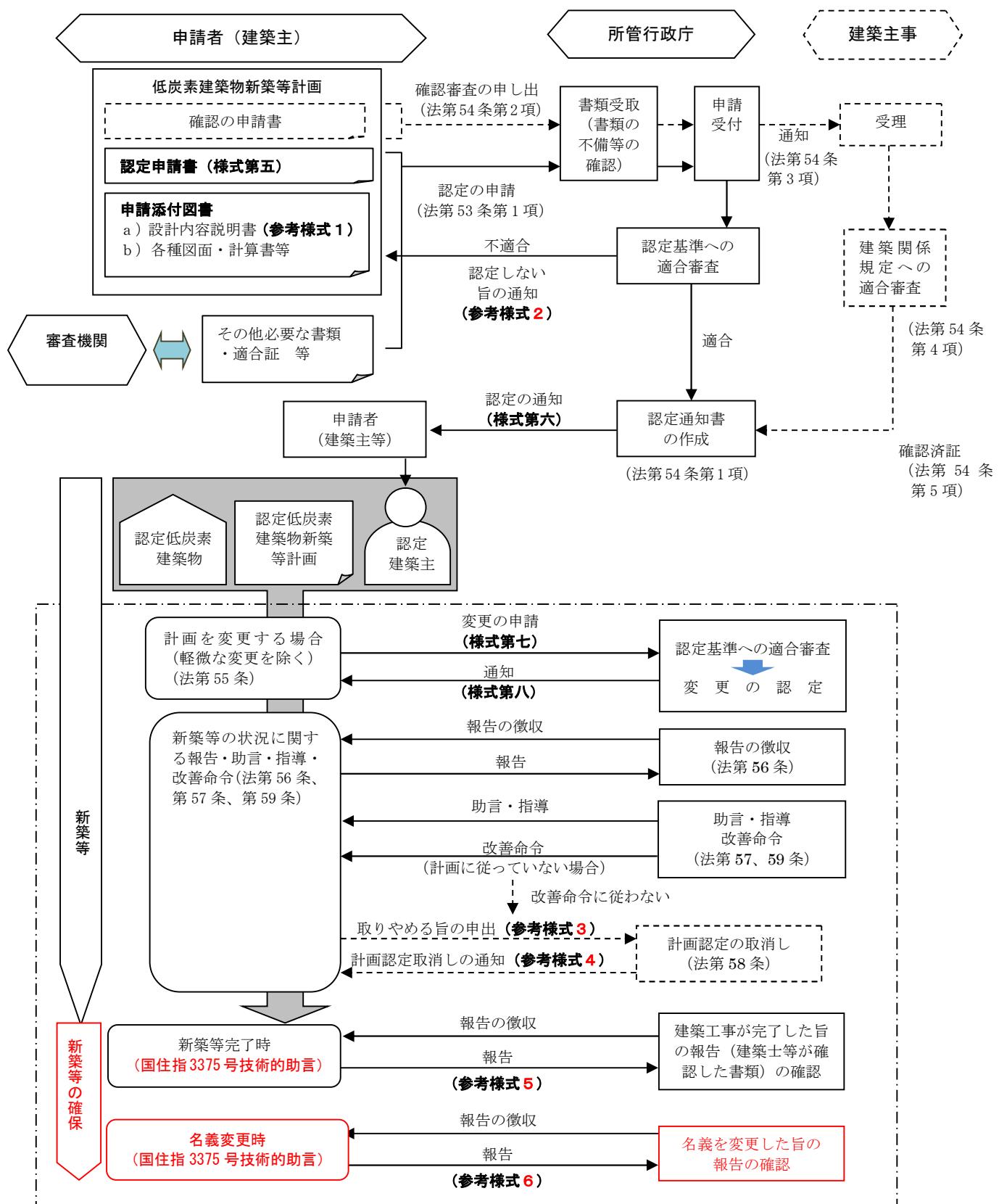
ここで、誘導基準においては、省エネ基準とエネルギー利用効率化設備の取り扱いが異なるため、誘導基準に用いられる設計一次エネルギー消費量が新たに「誘導設計一次エネルギー消費量」として位置づけられると共に、建築物の増築、改築又は修繕等（以下、増改築等）を行う際を対象とした、新たな部分適合の評価手法が設けられた。

## **1章. 認定業務の概要**

## 1章. 認定業務の概要

### 1. 認定手続の流れ

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。



## 2. 認定手続の内容

認定、変更認定の手続の内容について、以下に整理する。

なお、所管行政庁においては、認定以降、変更認定や報告の徵収、助言・指導などが建築物単位で行われることになるため、認定後の的確な事務処理のために、認定低炭素建築物に係る基本的な情報を台帳等にて整理をしておくことが望ましい。

### ① 申請の受付

申請にあたっては、以下の書類の提出を求める。（規則第41条関係（以下「規則」という））

なお、申請を受理してから書類の不備等が認められると、申請者に対して認定しない旨の通知を行う必要があることから、図書の種類、部数等の形式的なものは申請受付前に確認しておく。また、すでに着工している場合は申請を行うことはできないため、注意を要する。

<申請に必要な図書>

a. 規則様式第五による認定申請書（正本及び副本）

b. 添付図書2部

・設計内容説明書（参考様式1参照）

・各種図面

・計算書等（PAL\*計算表、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量の計算書、低炭素化に資する建築物であることを証明する書類等）

c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

○ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関（以下「審査機関」という）の技術的審査を受けた場合における適合証等（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付。この場合、b・設計内容説明書は省略することができる。）

○ 住宅型式性能認定書等

以下に掲げるいずれかの書類を添付した場合、所管行政庁が不要と認める図書の提出を省略することができる。（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。）

・住宅型式性能認定書（5-1断熱等性能等級にあっては等級5以上、5-2一次エネルギー消費量等級にあっては等級6以上のものに限る。以下「住宅型式性能認定書」について同じ。）

d. 建築確認に関する申請図書（法第54条第2項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する）

＜確認事項＞

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- ・提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- ・申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- ・申請に係る建築物が、着工（着手）前であること

提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した審査機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

確認審査の申し出を併せて受けた場合は、計画を建築主事に通知する。

② 審査の実施

①で提出された書類をもって速やかに審査を行う。

①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請内容について、明らかな虚偽が認められた場合や認定基準に適合しないと認めた場合は、申請者に対し認定しない旨を通知する。（参考様式2参照）

③ 認定の通知

審査が完了し認定基準に適合すると認めた場合、申請者に対して認定した旨を通知する（様式第六参照）。この場合、申請書の副本及びその添付図書を1部添えるものとする。確認審査の申し出を併せて受けた場合は、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項に基づく確認済証が所管行政庁に交付されていることを確認した上で、認定を通知する。ただし、容積率緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない（低炭素化に資する設備に係る床面積について、建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる）。）を活用する場合は、確認済証の交付前に、認定基準に適合することを確認する。

認定通知書の交付に際して、申請の別に応じた通知書を交付する。

④ 認定を受けた計画の変更の申請

認定の通知後に計画に記載されている内容について、変更申請がされた場合（軽微な

変更は除く）の審査の実施方法は①から③までと同じとする。この場合、申請添付図書は以下のとおりとする。

- a. 様式第七による変更認定申請書（正本及び副本）
- b. 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

審査が完了した場合、申請者に対して変更認定を通知する（様式第八参照）。この場合、変更申請書の副本及びその添付図書を一部添えるものとする。

#### ⑤ 認定申請の取り下げ

申請が取り下げられた場合は審査を中止して提出された関係図書を申請者に返却する。

〔この場合、トラブル発生の防止のために、申請を取り下げる旨を記載した取下届等の提出を求めることが望ましい。〕

#### ⑥ 建築工事が完了した旨の報告の確認

認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物が建築されることを確保するため、所管行政庁は、認定通知後、建築工事が完了した旨の報告を認定建築主より受けることになる。

認定建築主は、報告を行うためには着工時点から準備をしておく必要性があることから、報告の徴収は、認定通知と同時期に行う（認定通知と同時に、工事完了時に報告することを求める。）ことが望ましい。

報告の内容としては、認定計画実施者の報告書（参考様式5参照）に、原則として、建築士による工事監理報告書などを添付することが考えられるが、これにより難い場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

#### ⑦ 名義を変更した旨の報告の確認

認定建築主が計画に基づく建築物を譲り受けた場合は、譲り受けた建築物の名義を変更した旨の報告書（参考様式6参照）を所管行政庁に提出することになる。なお、この場合において、建築物の名義は計画に含まれないことから、計画の変更認定は必要ないこととなる。

#### ⑧ 認定の取消しの通知

認定通知後、所管行政庁からの改善命令に対して違反が認められた場合、または、申請者から低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申し出（参考様式3参照）があった場合、認定の取り消しを行い、申請者にその旨を通知する。（参考様式4参照）

### 3. 認定基準に関する審査の手順

低炭素建築物新築等計画の認定については、法第54条第1項第一号から第三号に認定基準が定められている。

① 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定するエネルギー消費性能基準を超えるか、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること<法第54条第1項第一号、建築物省エネ法第2条第1項第三号>(最終改正令和3年1月1日)

⇒「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）  
(最終改正令和4年10月1日)

上記は、定量的評価項目（外皮基準及び一次エネルギー消費量基準）、選択的項目（再生可能エネルギー利用設備の導入、節水対策やエネルギーマネジメントなど法律や基本方針の趣旨を踏まえて取り組む措置）より構成される。

② 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること  
<法第54条第1項第二号>

⇒「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）

上記は、低炭素建築物の認定に関する基本的事項等である。

③ 資金計画が適切なものであること

<法第53条第2項第三号、法第54条第1項第三号>

認定審査にあたっては、審査機関による技術的審査を活用するか否かで審査手順が異なる。このため、具体的な審査の手順については、（1）技術的審査を活用しない場合、（2）技術的審査活用する場合に分けて以下に示す。

## (1) 技術的審査を活用しない場合

審査機関による事前の技術的審査を活用せずに所管行政庁が認定を行なう場合は、1) 前提条件の確認、2) 認定基準への適合性の確認が行なわれた後、認定通知書が交付される。

### 【所管行政庁の業務】

#### 1) 前提条件の確認

- ・申請物件が市街化区域等内に存することを、所在地と都市計画図とを照合すること等により確認（申請物件の所在地から自明である場合等を除く）

#### 2) 認定基準への適合性の確認

- ・設計図書や省エネ計算書等から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認

低炭素認定書の交付

#### 1) 前提条件の確認<法第53条第1項>

市街化区域等（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあっては、同法第8条第1項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。）内であることを、申請物件の所在地と都市計画図等とを照合することにより確認する。ただし、申請物件の所在地から自明である場合等を除く。

#### 2) 認定基準への適合性の確認<法第54条第1項第一号～三号>

設計図書や省エネ計算書等から、以下の対象範囲に応じて、申請物件が法第54条各号の認定基準に該当することの確認を行なう。

I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合

II. 共同住宅及び長屋（以下本マニュアルにおいて「共同住宅等」という。）、住宅及び非住宅用途の複合建築物（以下本マニュアルにおいて「複合建築物」という。）の住宅部分の認定として申請があった場合

III. 複合建築物の認定として申請があった場合

IV. 非住宅の単一用途あるいは複数用途の建築物（以下本マニュアルにおいて「非住宅建築物」という。）、複合建築物の非住宅部分の認定として申請があった場合

申請対象毎の審査手順は、以下のとおりとする。

## 『I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合』

### 〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準以外）との照合

- ① 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らして適切なものであることを確認する。〈法54条第1項第二号〉  
具体的には、都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域若しくは緑地協定、生産緑地法（昭和49年法律第68号）の生産緑地地区、建築基準法（昭和25年法律第201号）の建築協定、条例による緑地の保全に関する制限等の内容に適合しているかを確認する。**または**、都市施設である緑地の区域内でないかどうか確認する。  
受付の際に必要となる情報となるため、所管行政庁は申請者に対しインターネット等で情報公開を行うことが望ましい。
- ② 申請書等において、低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画が適切に設定されていることを確認する。〈法54条第1項第三号〉
- ③ その他国土交通省令で定めること（工事の着手予定時期及び完了予定時期の予定）が適切に設定されていることを確認する。〈法53条第2項第四号〉

### 〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準）との照合

設計内容説明書等において、住宅の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。

#### a. 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2a-1〕及び〔手順2a-2〕による。

##### 〔手順2a-1〕計算結果と基準値との照合

外皮平均熱貫流率（ $U_A$  値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ $\eta_{AC}$  値）の計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

##### 〔手順2a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

#### b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕、による。

##### 〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

#### 〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、住宅用計算支援プログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

#### c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

#### 〔手順2c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないことの確認、③「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V2H充放電設備の設置」の9項目のうち1つ以上適合していることの確認、の3つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASEによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

#### 〔手順2c-2〕その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

### 〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

各基準について、設計内容説明書の記載内容の信頼性を確認するために、その他添付図書との照合を行う。

### 〔手順4〕認定の確定

#### a. 全ての認定基準において適合することが確認された場合

審査の結果、全ての認定基準において適合することが確認された場合は、認定通知書の作成を行う。

#### b. 適合しない部分が確認された場合

審査の結果、認定基準に適合しないことが確認された場合は、次の手順を踏まえ、申請者に認定しない旨を通知することが望ましい。

- i ) 設計内容が適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合  
申請者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、申請時の内容に基づき改めて審査を行い、その結果で判断する。
- ii ) 設計内容が適合していない場合  
申請者に設計変更をする意思があるかどうか確認し、申請者が設計変更した場合は、再審査を行う。  
設計変更の意思がない場合は、認定しない旨を申請者に通知する。

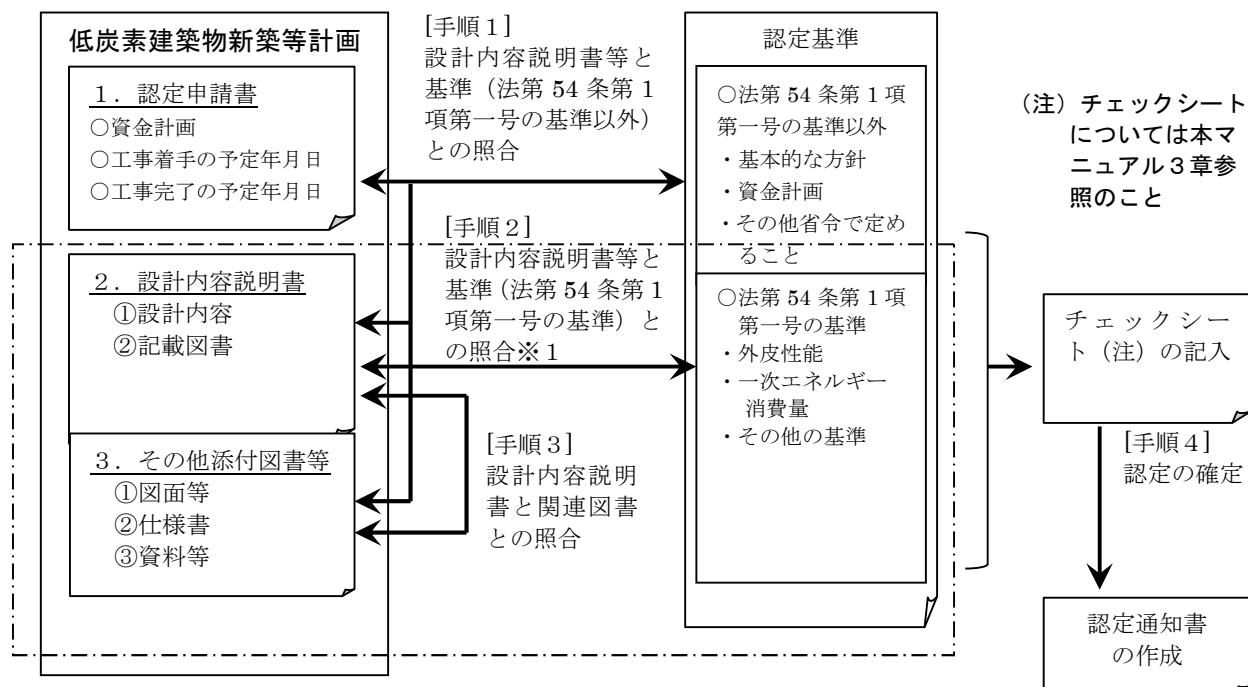
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（一戸建ての住宅の認定）>

[申請図書]

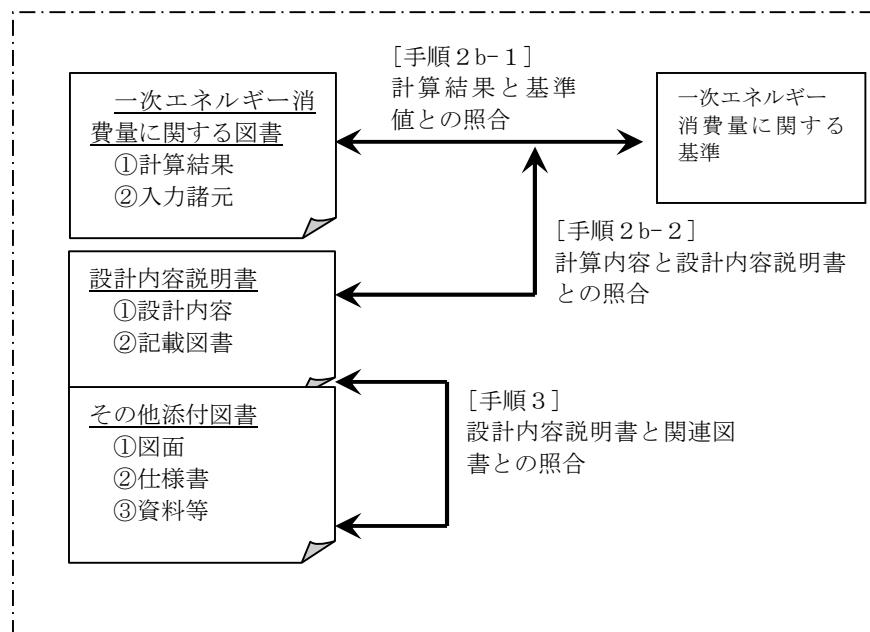
[審査手順]

[認定基準]

[審査ツール]



※1 認定基準のうち、住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムの確認は以下の通り



## 〔II. 共同住宅等、複合建築物の住宅部分の認定として申請があった場合〕

### 〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準以外）との照合

〔I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合〕と同じ。

### 〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。

#### a. 外皮性能の基準

住戸部分の外皮性能に関しては、〔I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合〕と同じ。ただし、共用部分には外皮性能の基準は適用されない。

#### b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。**共用部分が存する場合は、共用部分の一次エネルギー消費量を含む。**

##### 〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

住戸部分にあっては住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより求められた計算結果（各住戸の一次エネルギー消費量全体の合計）、共用部分にあっては非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）により求められた計算結果、それぞれの入力諸元を確認するとともに、住戸部分と共に部分の設計値の合計と、それぞれの基準値の合計を比較し、基準への適合を判断する。

##### 〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、それぞれの計算支援プログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

#### c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

##### 〔手順2c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V2H充放電設備の設置」の9項目のうち1つ以上適合していることの確認、の2つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASEEによる評価でAランク

を取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

#### 〔手順2c-2〕その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

#### 〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

『I. 一戸建ての住宅』の認定として申請があった場合》と同じ。

#### 〔手順4〕認定の確定

『I. 一戸建ての住宅』の認定として申請があった場合》と同じ。

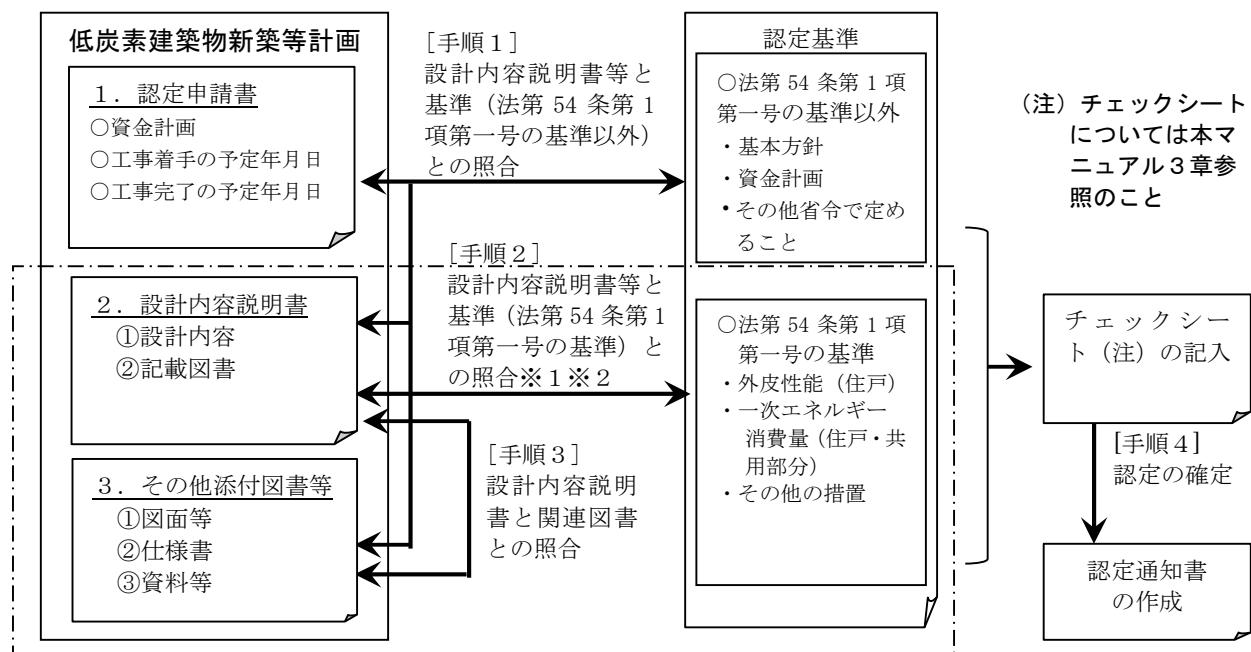
〈認定基準の適合判定の基本的な流れ（共同住宅等の建築物認定）〉

[申請図書]

[審査手順]

[認定基準]

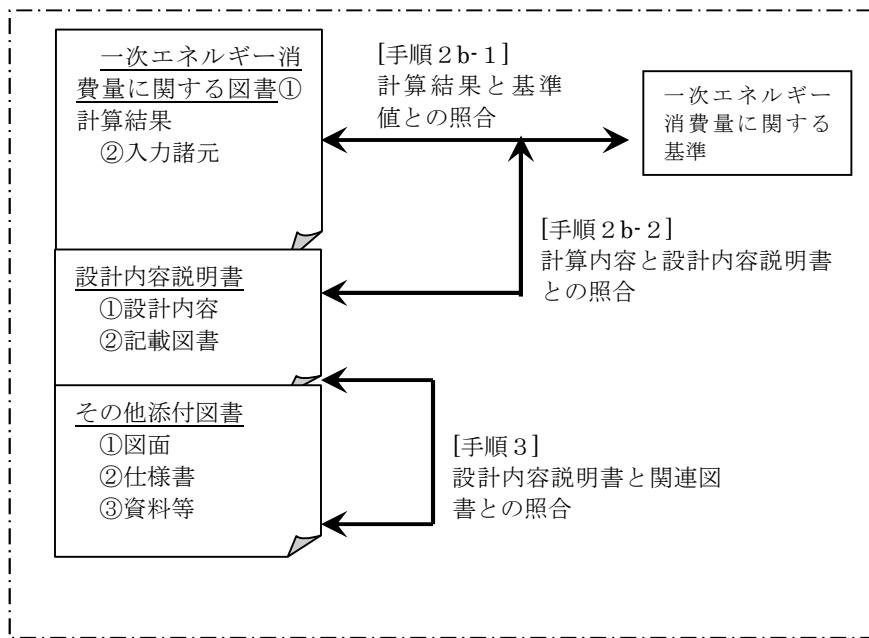
[審査ツール]



※1 認定基準のうち、住戸部分の住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムによる確認の流れは『I. 一戸建ての住宅』の認定として申請があった場合》と同じ

※2 認定基準のうち、共用部分の非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム

（標準入力法）の確認は以下の通り



#### <共同住宅等の住戸部分の審査について>

共同住宅等における住戸部分の審査については、同一計画（同一の平面計画や仕様等。以下同じ。）の住戸を以下のような考え方でまとめて審査を行うと効率的である。ただし、同一計画の住戸であっても、住戸位置（最上階か中間階かなどの上下位置及び妻側か中間かなどの平面位置）によって外皮性能や一次エネルギー消費量が変わりうることに注意が必要である。

- a. 同一計画となる複数の住戸を一つの住戸グループとしてまとめ、各住戸グループに属する住戸の番号が対照できる一覧表を作成する。
- b. 住戸グループ毎に設計内容説明書と基準とを照合し、認定基準に適合しているかどうか確定する。
- c. b のグループ毎の審査結果を a で作成した一覧表に記載し、基準に適合していることを確認する。

本マニュアルの4章において、共同住宅等の住戸部分は、上記の考え方に基づきチェックシートが構成されている。審査の実務においてこれらを参考にし、審査業務の効率化に活用されたい。

以上の考え方にもとづく共同住宅等の住戸部分の審査イメージを次に示す。

【a】

## 外皮性能 住戸グループ番号毎の評価

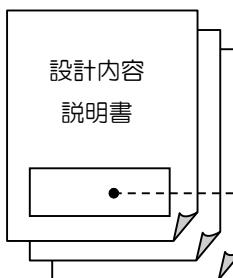
住戸グループ番号	該当住戸 NO	備考
NO.1	101,102 201,202 301,302	
NO.2	103,104 203,204	

グループ分けの確認

図面等

【b】

同一計画毎に住戸番号を整理し、設計内容をまとめて記述する



## 外皮性能 住戸グループ No.1 の設計内容表(イメージ)

説明事項	設計内容
1. $U_A$ 値	・計算結果 ・…
2. $\eta_{AC}$ 値	・計算結果 ・…
3. 各部仕様	・計算条件となる仕様 ・…
…	

基準と照合

認定基準

チェックシート

審査結果を一覧で記載し、各住戸が基準に適合しているか確認する

## 共同住宅等の各住戸評価 総括表(イメージ)

	外皮性能	一次消費エネルギー	その他措置			
			…	…	…	…
101	適合	〇〇,〇〇GJ				
102	適合	〇〇,〇〇GJ				
103	適合					
…	…	…	…	…	…	…

### 《III. 複合建築物の認定として申請があった場合》

#### 〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準以外）との照合

《I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

#### 〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

##### a. 外皮性能の基準

①住戸部分の外皮性能に関しては、《I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。ただし、住宅用途の共用部分には外皮性能の基準は適用されない。ここで、共用部分の属する用途については、建築物省エネ法の取り扱いと同様に国土交通省告示第265号に基づくこととなる。

②非住宅部分の外皮性能に関する確認は次の〔手順2a-1〕及び〔手順2a-2〕による。

##### 〔手順2a-1〕計算結果と基準値との照合

非住宅用の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等のPAL\*計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値等への適合を判断する。

##### 〔手順2a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2a-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

##### b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。

##### 〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果（住戸部分、住宅用途の共用部分、非住宅部分の一次エネルギー消費量全体の合計）について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

なお、非住宅部分に用いる一次エネルギー消費量の計算支援プログラムの種類によっては、共用部分と非住宅部分を分けて基準への適合判断を行う場合もある（詳細は3章の審査手順を参照。）。

##### 〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

### c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

#### 〔手順2c-1〕 その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、  
②「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に  
関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒ  
ートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント  
等」、「V2H充放電設備の設置」の9項目のうち1つ以上適合していることの確認、  
の2つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化  
に資する建築物であること（例えば、CASEによる評価でAランクを取得したもの  
のなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

#### 〔手順2c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載され  
た事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行  
う。

#### 〔手順3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

« I . 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合 »と同じ。

#### 〔手順4〕 認定の確定

« I . 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合 »と同じ。

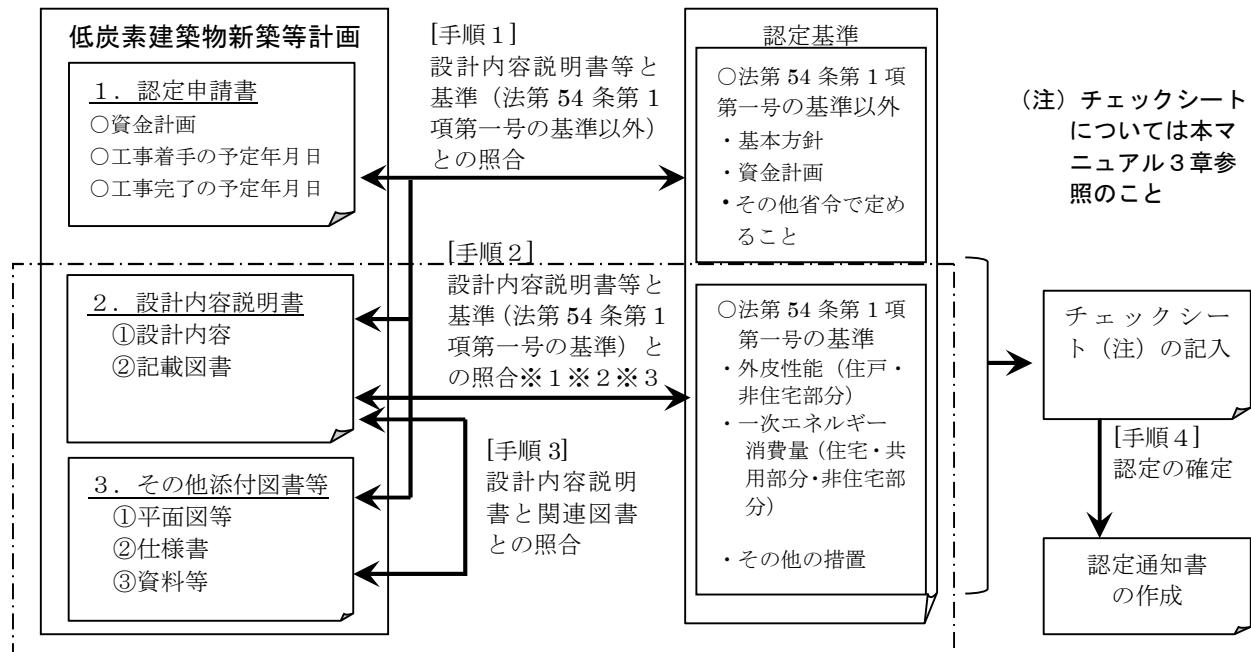
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（複合建築物の認定）>

[申請図書]

[審査手順]

[認定基準]

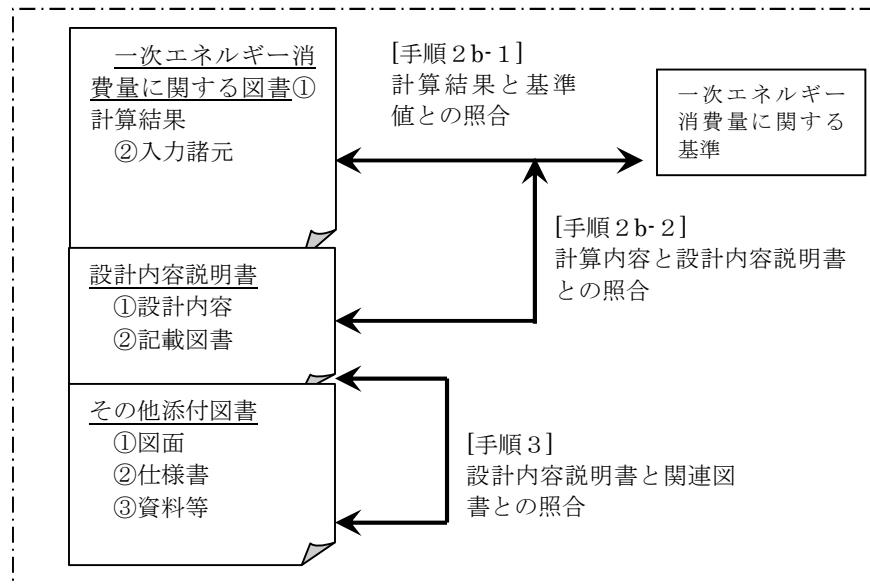
[審査ツール]



※1 認定基準のうち、住戸部分の住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムによる確認の流れは「I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合」と同じ

※2 認定基準のうち、共用部分の非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）による確認の流れは「II. 共同住宅等の認定として申請があった場合」と同じ

※3 認定基準のうち、非住宅部分の非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等による確認の流れは以下の通り



## 《IV. 非住宅建築物、複合建築物の非住宅部分の認定として申請があった場合》

### 〔手順1〕申請書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準以外）との照合

《I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

### 〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他措置基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

#### a. 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2a-1〕及び〔手順2a-2〕による。

##### 〔手順2a-1〕計算結果と基準値との照合

非住宅用の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等のPAL\*計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値等への適合を判断する。

##### 〔手順2a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2a-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

#### b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。

##### 〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

非住宅用の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに基準値等への適合を判断する。

##### 〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

#### c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

##### 〔手順2c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V2H充放電設備の設置」の9項目のうち1つ以上適合していることの確認、

の2つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASEEによる評価でAランクを取得したもののなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

#### 〔手順2c-1〕その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

#### 〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

«I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合»と同じ。

#### 〔手順4〕認定の確定

«I. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合»と同じ。

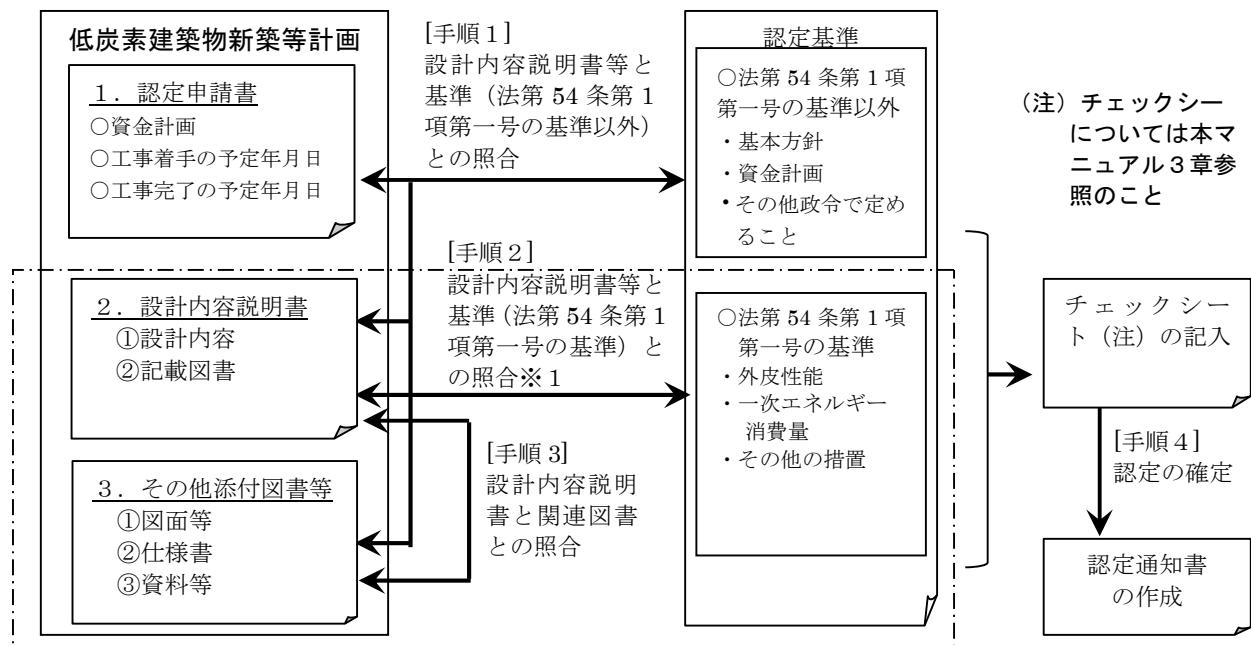
〈認定基準の適合判定の基本的な流れ（非住宅建築物の認定）〉

[申請図書]

[審査手順]

[認定基準]

[審査ツール]



※1 認定基準のうち、非住宅部分の非住宅用一次エネルギー消費量計算支援プログラム等による確認の流れは«III. 複合建築物の認定として申請があった場合»と同じ

## (2) 審査機関による事前の技術的審査を活用する場合

審査機関による技術的審査を活用する場合は、審査機関において、1) 前提条件の確認及び2) 認定基準への適合性の確認が行なわれ、技術的審査適合証が交付される。

その上で、申請者は所管行政庁に認定申請を行い、所管行政庁において、3) 前提条件の確認、4) 認定基準への適合性の確認が行なわれ、認定通知書が交付される。

### 【技術的審査機関の業務】

#### 1) 前提条件の確認

- ・依頼者または代理者に、以下の事を確認することにより、申請物件が市街化区域等内に存することを確認

(i) 市街化区域内等内の建築物が認定対象である旨を理解していること

(ii) 依頼のあった建築物の所在地が市街化区域内であること

#### 2) 認定基準への適合性の確認

- ・設計図書や省エネ計算書等から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認



技術的審査適合証の交付



### 【所管行政庁の業務】

#### 3) 前提条件の確認

- ・申請物件が市街化区域等内に存することを、所在地と都市計画図とを照合すること等により確認（申請物件の所在地から自明である場合等を除く）

#### 4) 認定基準への適合性の確認

- ・技術的審査適合証から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認



低炭素認定書の交付

### 【技術的審査機関における確認】

#### 1) 前提条件の確認<法第53条第1項>

- ・ 依頼者又は代理者に、以下の点を確認することにより、申請物件が市街化区域等内に存することを確認
  - (i) 市街化区域内等内の建築物が認定対象である旨を理解していること
  - (ii) 依頼のあった建築物の所在地が市街化区域等内であること。

#### 2) 認定基準への適合性の確認<法第54条第1項第一号～三号>

- (1) (2) に同じ

## 【所管行政庁における確認】

### 3) 前提条件の確認

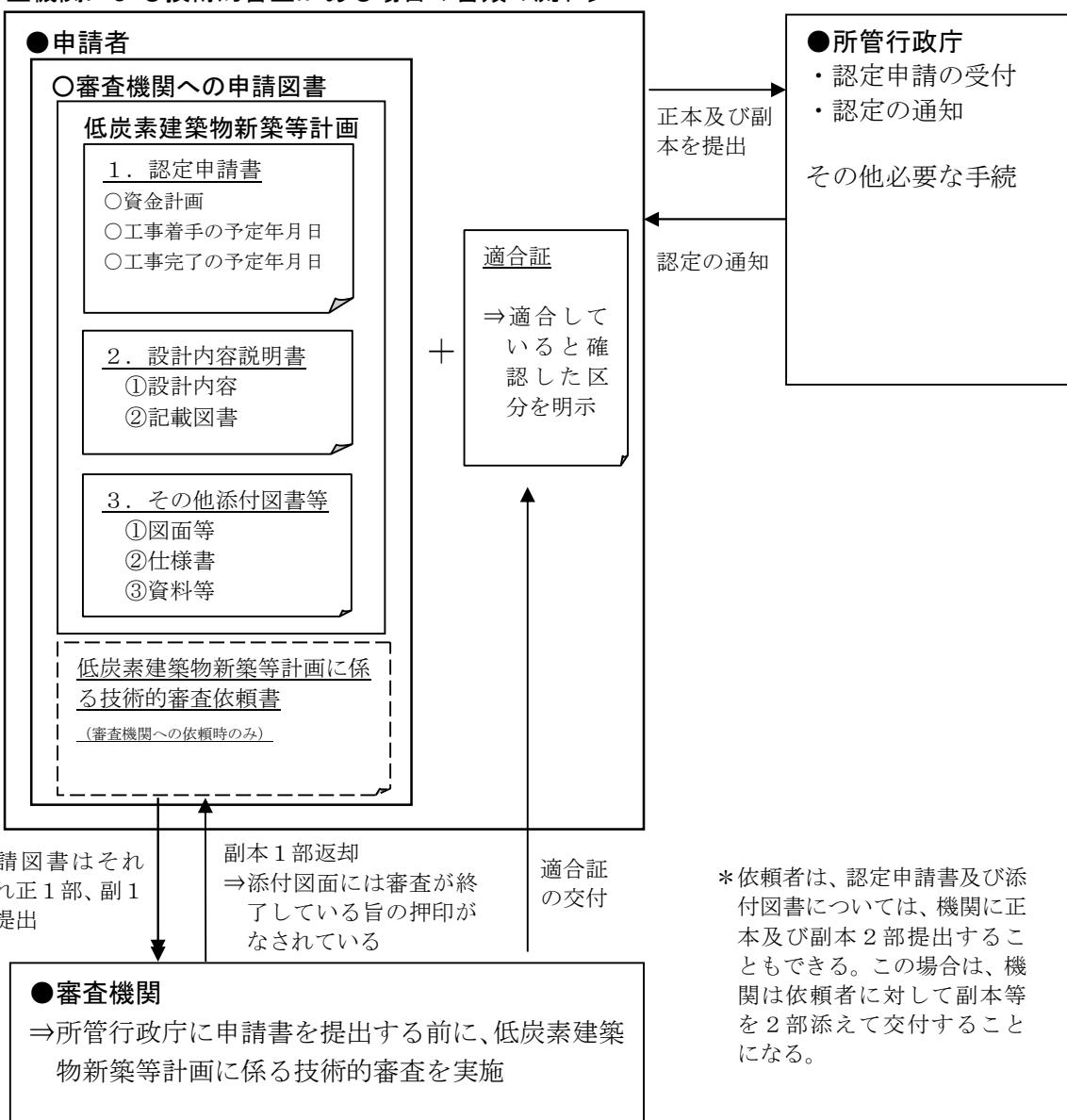
- ・市街化区域等（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあっては、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域。））内であることを、申請物件の所在地と都市計画図等とを照合することにより確認する。ただし、申請物件の所在地から自明である場合等を除く。

### 4) 認定基準への適合性の確認<法第54条第1項第一号～三号>

- ・技術的審査適合証等から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認する。この時、添付図書に審査機関による技術的審査が終了した旨の確認印があることを併せて確認する。

なお、審査機関による事前の技術的審査を活用する場合の具体的な審査の手順は、技術的審査を活用しない場合の手順のうち、〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準）との照合の審査等の簡略を行うことができるとともに、〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合については、提出された添付図書に審査機関による技術的審査が終了した旨の確認印を確認することで足りることとなる。

[審査機関による技術的審査がある場合の書類の流れ]



\* 依頼者は、認定申請書及び添付図書については、機関に正本及び副本2部提出することもできる。この場合は、機関は依頼者に対して副本等を2部添えて交付することになる。

### (3) 認定審査基準等のまとめ

建築物の用途に応じ、適用できる計算方法は下表のとおりとなっている。

表 1－3－1 対象建築物の用途等に応じた適用可能な計算方法

対象建築物	適用基準		計算方法等	誘導基準における適用可否	
一戸建ての住宅	外皮 ( $U_A$ 、 $\eta_{AC}$ )		非住宅・住宅計算方法	○	
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×	
	一次エネルギー消費量		非住宅・住宅計算方法	○	
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×	
	外皮・一次エネルギー消費量		モデル住宅法	×	
	共同住宅等	外皮 ( $U_A$ 、 $\eta_{AC}$ )	住 户 非住宅・住宅計算方法【住戸評価】	○	
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×	
		一次エネルギー消費量 共用部分	住 戸 非住宅・住宅計算方法	○	
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×	
			通常の計算法（標準入力法）	○	
			モデル建物法	×	
			小規模版モデル建物法	×	
	外皮・一次エネルギー消費量		フロア入力法	×	
非住宅	外皮 ( $PAL^*$ ) ・ 一次エネルギー消費量		通常の計算法（標準入力法）	○	
			モデル建物法	○	
			小規模版モデル建物法	×	

(※) 住宅用途の共用部分が存する場合、当該共用部分を計算等から除外することは出来ない。

なお、対象建築物の用途に応じた各計算法の適合すべき水準は、住宅用途にあっては表 1－3－2、非住宅用途にあっては表 1－3－3となる。

表1－3－2 住宅用途における適合すべき水準

		誘導基準		省エネ基準	
外皮基準（強化外皮基準）		U <sub>A</sub>	$\eta_{AC}$	U <sub>A</sub>	$\eta_{AC}$
地 域 の 区 分	1 地域	0.40	—	0.46	—
	2 地域	0.40	—	0.46	—
	3 地域	0.50	—	0.56	—
	4 地域	0.60	—	0.75	—
	5 地域	0.60	3.0	0.87	3.0
	6 地域	0.60	2.8	0.87	2.8
	7 地域	0.60	2.7	0.87	2.7
	8 地域	—	6.7	—	6.7
一次エネルギー消費量基準		誘導 BEI=0.8 以下		BEI=1.0 以下	

※ 共同住宅の共用部分には外皮基準は適用されない。

※ BEI とは、その他一次エネルギー消費量を除く設計一次エネルギー消費量を、その他一次エネルギー消費量を除く基準一次エネルギー消費量で除した値をいう。

※ 誘導 BEI とは、再生可能エネルギー及びその他一次エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量を、その他一次エネルギー消費量を除く基準一次エネルギー消費量で除した値をいう。

表1－3－3 非住宅用途における適合すべき水準

		誘導基準	省エネ基準
外皮基準 PAL*		1.0 以下	適用除外
一次エネルギー消費量の水準	事務所等、学校等 工場等	0.6 以下 (再エネ除き)	1.0 以下 (再エネ含み)
	ホテル等、病院等 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7 以下 (再エネ除き)	

※ BPI とは、年間熱負荷係数（PAL\*）について設計値を基準値で除した数値をいう。

なお、低炭素建築物の認定は、新築のみではなく増築、改築又は修繕等（以下「増改築等部分」という。）工事を行う建築物も認定の対象となる。その場合の基準の適用に際しては、新築された日によって基準の適用が異なるため注意する必要がある。

具体的には、

- ① 令和4年10月1日時点で現に存する建築物の増改築等をする場合であって、増改築部分が誘導基準に適合する場合

対象となる建築物全体と増改築等部分について、対象となる建築物の用途に応じ、表1－3－4のとおり基準が適用されることとなる。

表1－3－4 増改築等における基準の適用（令和4年10月1日時点で現に存する建築物）

適用範囲		住宅	非住宅
建築物全体	外皮	省エネ基準適合	適用除外
	一次エネ	BEI=0.9以下	省エネ基準適合
増改築等部分	外皮	誘導仕様基準適合	適用除外
	一次エネ	誘導仕様基準適合	誘導基準適合

- ② 令和4年10月1日時点で現に存する建築物の増改築等であって、①以外の場合  
増改築等部分及び既存部分を問わず、建築物全体として低炭素認定基準に適合している  
ことが必要となる。
- ③ 令和4年10月1日以前に認定を受けた建築物の計画を変更する場合  
当初認定時の基準に適合すればよいこととする。

#### （4）登録住宅型式性能認定等機関の発行する認定書等を活用する場合

法第54条第1項第一号に係る審査に当たり、品確法に基づく登録住宅型式性能認定等機  
関が交付する住宅型式性能認定書（これと同等の確認書等を含む。）を活用することができる。

ただし、例えば5－1断熱等性能等級の住宅型式認定書により強化外皮基準（等級5以上）  
への適合を確認した場合、外皮性能等の基本情報の入力が必要となる住宅用一次エネルギー  
消費量の計算支援プログラムが使用できないため、住宅全体としての住宅型式認定書が使用  
されることはほとんど無いと考えられる。

一方、壁や屋根等の部位の仕様に応じてあらかじめ熱貫流率等の計算を行った、住宅部分  
の住宅型式認定書（以下「部分型式」という。）は使用されることが想定される。部分型式  
が使用された場合は、当該部分についてあらかじめ必要な計算は行われているため、認定書  
に記載された数値等を用いて計算等を行うことができる。

### 4. 認定通知書の作成

審査の手続を終え、認定が確定した場合は認定通知書の作成を行う。

- ・定められた手順に従い、認定番号、認定年月日を記入する。
- ・認定通知書を交付する所管行政庁の名称を記入する。
- ・申請者の氏名又は名称、申請年月日、申請者の住所、認定に係る建築物の位置、構造に  
ついては申請書から転記する。
- ・確認審査の申し出を併せて受けた場合で、建築主事から確認済証の交付を受けた場合に  
おいては、確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。

## **2章. 認定基準（法第54条第1項第一号の基準）の概要**

## 2章. 認定基準（法第54条第1項第一号の基準）の概要

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超えるか、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

### 【解説】

法第54条第1項第一号に係る具体的な認定基準は、

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超えること
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合すること

の2つの基準により構成されているが、前者については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準、つまり通常の省エネ基準で定める性能を超えることを求めている。

後者の、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（低炭素誘導基準）は、「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）（最終改正令和4年10月1日）において定めており、具体的な内容は以下の通りとなっている。

## 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

### 【解説】

令和4年10月1日の低炭素誘導基準の改正の施行により、一戸建ての住宅及び共同住宅等にあっては「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（最終改正令和4年10月1日）（「基準省令」という。）第10条第二号、複合建築物にあっては基準省令第10条第三号に基づき、強化外皮基準（非住宅用途は従前と変更無し。）に適合することが必要となった。

なお、外皮性能を示す指標については、これまで通り非住宅用途に関しては地域の区分や物性値等の計算条件を住宅と統一した外皮基準 PAL\*（パルスター）、住宅用途については外皮平均熱貫流率（UA値）及び冷房期の平均日射取得率（η<sub>AC</sub>）を用いることとなるが、住宅用途に関しては令和4年秋より誘導仕様基準が設けられることを受け、当該仕様基準を活用することも可能となる。

非住宅用途に係る「PAL\*」基準では、建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては、建築物の用途を適切に判断することが必要となる。

上記外皮性能に関する計算方法等は、建築物省エネ法と同一となっているので、詳細は建築物省エネ法に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

## 一次エネルギー消費量に関する基準

### 【解説】

省エネ基準における当該指標の性能水準は、外皮性能と同様に、基準省令第10条に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準を準用する。

具体的な性能レベルとしては、基準で定めるその他エネルギー消費量を除き、住宅用途では省エネ基準で定めている基準一次エネルギー消費量と比べ20%、非住宅用途では非住宅部分の事務所等、学校等、工場等にあっては40%、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等にあっては30%を減ずることが必要となる。

また、ここで的一次エネルギー消費量の算定にあたっては、太陽光発電によるエネルギー削減量を計算に含めることはできず、エネルギー効率化設備のうちコージェネレーション設備によるエネルギー消費量の削減量のみが考慮できることとなるため、併せて注意が必要となる。

## 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

次の第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする建築物が複合建築物全体である場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。

第1 次の1及び2に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1又は2に定める基準に適合すること。

- 1 非住宅建築物及び共同住宅等 次の（1）及び（2）に適合するものであること。
  - (1) 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギーとして永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備（以下第1において「再生可能エネルギー利用設備」という。）が設けられていること。

—略—

- 2 一戸建ての住宅 次の（1）及び（2）に適合するものであること。

- (1) 1 (1) 及び (2) に掲げる基準に適合すること
- (2) 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量（イに定める方法により算出した数値をいう。）が、低炭素化促進基準一次エネルギー消費量（ロに定める方法により算出した数値をいう。）を超えないこと。

#### イ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量の算出方法

法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする住宅（以下第1において「認定申請住宅」という。）の低炭素化促進設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S - E_R + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において  $E_T$  、  $E_H$  、  $E_C$  、  $E_V$  、  $E_L$  、  $E_W$  、  $E_S$  、  $E_R$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$	: 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）
$E_H$	: 基準省令第 4 条第 1 項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_C$	: 基準省令第 4 条第 1 項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_V$	: 基準省令第 4 条第 1 項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_L$	: 基準省令第 4 条第 1 項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_W$	: 基準省令第 4 条第 1 項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_S$	: 基準省令第 13 条第 1 項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_R$	: 再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示 265 号）の規定により基準省令第 4 条第 1 項の設計一次エネルギー消費量の算出で勘案したもの）（単位 1 年につきメガジュール）
$E_M$	: 基準省令第 4 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）

#### □ 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量の算出方法

認定申請住宅の低炭素化促進基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.5 + E_M \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST}$	: 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきギガジュール）
$E_{SH}$	: 基準省令第 5 条第 1 項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_{SC}$	: 基準省令第 5 条第 1 項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_{SV}$	: 基準省令第 5 条第 1 項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_{SL}$	: 基準省令第 5 条第 1 項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_{SW}$	: 基準省令第 5 条第 1 項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）
$E_M$	: 基準省令第 5 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）

## 【解説】

一戸建ての住宅にあっては、次の①②に該当すること。共同住宅等、複合建築物及び非住宅建築物にあっては、①に該当することが必要となる。

### ① 再生可能エネルギー利用設備を導入すること。

下表に示す再生可能エネルギー源を利用するための設備（以下本マニュアルにおいて「再生可能エネルギー利用設備」という。）を導入すること。ただし、一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにおいて、全ての設備がエネルギー削減効果を計算上見込める訳ではないため注意が必要となる。なお、複合建築物においては、住宅部分と非住宅部分の両方において、再生可能エネルギー利用設備が導入されている必要がある。

また、再生可能エネルギー利用設備は、建築物に設置されていること、又は接続されているもの（ただし敷地内に設置されるものに限る）とし、いわゆるオフサイトは認めないものとする（全量を売電するものも排除しない）。

表 2－1－1 再生可能エネルギー利用設備

再生可能エネルギー利用設備※	エネルギー削減効果の反映の可否
太陽光発電設備	○
風力・水力・バイオマス等を利用する発電設備	—
太陽熱・地中熱を利用する設備	○
河川水熱等を利用する設備	—
薪・ペレットストーブ等	—
※大気熱を利用したヒートポンプ設備は、再生可能エネルギー利用設備には該当しない。	

### ② 基準で定めるエネルギー削減量に適合すること

一戸建ての住宅においては、低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないことが必要となる。具体的には、その他一次エネルギー消費量を除き再生可能エネルギー利用設備による削減量を加味した設計一次エネルギー消費量を、その他一次エネルギー消費量を除く基準一次エネルギー消費量で除した値が0.5を超えないことが必要となる。

ここでの算定に際しては、誘導基準への適合確認と異なり、再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備等）による削減量も含めることができる。

また、表2－1－1に記載する再生可能エネルギー利用設備による一次エネルギー消費量削減効果の算出が行える場合、当該一次エネルギー削減量を自家消費、全量あるいは一部を販売する等の別に関わらず、すべてを設計一次エネルギー消費量から減ずることができる。

(2) 次のイからリまでに掲げる項目のうち、いずれかの項目に適合すること。

イ 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(イ) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器が採用されていること。

#### 【解説】

次のいずれかに該当すること。

① JIS A 5207 : 2011 で規定する節水形大便器の認証を受けたもの。ただし、「節水 I 形大便器」の場合は、フラッシュバルブ式の大便器に限る。

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、JIS A 5207 : 2011 で規定する「洗浄水量」が 6.5 リットル以下でかつ JIS A 5207 : 2011 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。又はフラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207 : 2011 で規定する「洗浄水量」が 8.5 リットル以下でかつ JIS A 5207 : 2011 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。なお、JIS A 5207 : 2019 に依る場合は、「洗浄性能」及び「排出性能」のうち、「ボールパス性能」及び「大洗浄排出性能」に適合するものとする。また、和風便器について JIS A 5207 : 2019 に依る場合は、附属書 C のうち、ボールパス性能、洗浄性能及び排出性能に適合するものとする。

一戸建て住宅の認定の場合は住宅内に設置する便器の半数以上、共同住宅、複合建築物及び非住宅建築物の認定の場合は、設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(ロ) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓が採用されていること。

#### 【解説】

次のいずれかに該当すること。

① 以下に掲げる水栓のうち、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得したもの。

節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓（サーモスタッフ式）、湯水混合水栓（シングルレバー式）、時間止め水栓、定量止め水栓、自閉水栓、自動水栓（自己発電機構付、AC 100V タイプ）、手元一時止水機構付シャワーへッド組込水栓

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、以下に掲げる水栓。

イ) 節水が図れるコマを内蔵する節水コマ内蔵水栓であって、普通コマに対する吐水量が、水圧 0.1MPa において、ハンドル 120° 開時、20~70% 以下で、且つ、ハンドル全開時は 70% 以上あるもの。又は、JIS B 2061 に規定する「節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能」に適合するもの。

ロ) 流量制限部品（定流量弁、圧力調整弁等）を内蔵する水栓であって、ハンドル全開時、水圧 0.1~0.7MPa において、適正吐水流量が 8L/分以下であるもの。

ハ) 節水の図れる吐水形態（泡沫、シャワー等）を採用する水栓であって、通常吐水に対する吐水量が、水圧 0.1~0.7MPa において、ハンドル全開時、20% 以上の削減効果があること。

ニ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるサーモスタッフ湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の自動温度調整性能」に適合するもの。

ホ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるシングル湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定す

る「給水栓の水栓の構造」に適合するもの。

- へ) 設定した時間に達すると自動的に止水する機構を有する時間止め水栓であって、次の性能を有するもの。  
| (設定時間 - 実時間) / 設定時間 | ≤ 0.05
- ト) 設定した量を吐水すると自動的に停止する機構を有する定量止め水栓であって、JIS B 2061に規定する「給水栓の定量止水性能」に適合するもの。
- チ) レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水し、止水までの吐水量が調節できる機構を有するもの。
- リ) 手をかざして自動吐水し、手を離すと自動で2秒以内に止水する機構を有する自動水栓であって、水圧0.1~0.7MPaにおいて、吐水量が5L/分以下であるもの。
- ヌ) シャワーHEAD又は水栓本体に設置もしくは使用者の操作範囲に設置されたタッチスイッチ、開閉ボタン、センサー等での操作又は遠隔操作により、手元又は足元で一時的に止水、吐水の切り替えができる構造を有するもの。

一戸建て住宅の認定の場合は住宅内の台所、浴室、洗面室に設置する水栓の半数以上、共同住宅、複合建築物及び非住宅建築物の認定の場合は、設置する水栓総数（住宅については台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する水栓総数（台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する水栓総数の半数以上が節水に資する水栓であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(ハ) 定置型の電気食器洗い機が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

#### 【解説】

一戸建て住宅、共同住宅及び複合建築物の住戸部分における、定置型（ビルトイン型）で給湯設備に接続されている電気食器洗い機であること。

共同住宅及び複合建築物の認定の場合は、総住戸数の半数以上（共用部に設置したものは除く。）に上記の電気食器洗い機が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

口 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備が設けられていること。

#### 【解説】

雨水及び雑排水においては、容量が80リットル以上の貯水槽を設置し、取水場所又は集水場所から貯水槽まで、及び貯水槽から利用場所までの間、建築基準法第2条3号に定める建築設備としての配管が接続されていること。

井戸水においては、井戸等から井戸水を取水する設備を有し、利用可能な状態であること。

配置図等において、雨水等を利用するため、雨樋などに接続した貯水タンクの位置の確認ができることが必要となる。使用場所、配管経路等を図面等に明示することが必要である。

- ハ エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
- (イ) HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

#### 【解説】

次の①から④までのすべてに該当するHEMSが、一戸建ての住宅の認定の場合は当該住宅に、共同住宅等及び複合建築物の認定の場合は総住戸の半数以上に、設置されていることが必要となる。

なお、複合建築物の認定の場合は、HEMSが総住戸の半数以上又は住宅部分に棟としてBEMSを設置されていることが必要となる。

- ① 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が30分以内であること。
- ② 住宅内において、電力使用量の計測データを表示できること。
- ③ HEMS機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。
  - ・表示する電力使用量の所定時間単位が1時間以内の場合は、1ヶ月以上
  - ・表示する電力使用量の所定時間単位が1日以内の場合は、13か月以上
- ④ ECHONET Liteによる電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。

- (ロ) BEMS（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。

#### 【解説】

次の①から④までのすべてに該当するBEMSが、共同住宅等の住棟の認定の場合は棟として設置され、住戸を含む建築物の認定の場合は非住宅部分に棟として設置されていることが必要となる。

- ① 建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、BEMS機器により電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30分以内であること。
- ② 電力使用量等の計測データを表示できること。
- ③ 計測データについて、13か月以上の保存及び閲覧ができること。
- ④ 電気空調のon/off並びに設定変更、及び照明の調光並びにon/off等の制御を行う機能を有すること。

- ニ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

#### 【解説】

「都市の低炭素化の促進に関する法律」や基本方針の趣旨を踏まえ、省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進は重要である。太陽光等の再生可能エネルギー源を利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池の設置についても、その一つとして付加的に評価し、災害等の停電時の非常時電源、かつ将来の分散型エネルギー・マネジメントにおいて自立的運用が可能な蓄電池を評価する。「太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）であること」のうち、「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。蓄電池の種類としては、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池等がある。

申請に際しては、発電場所、蓄電池設置場所、配線経路等を図面に明示することが必要である。また、共同住宅等及び複合建築物の認定の場合は、総住戸の半数以上又は共用部（総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。）に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

ホ ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

- (イ) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合が10%以上であること。

#### 【解説】

- (1) 次式で算出される緑化等面積率が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。緑化施設の緑化面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{緑化等面積率} = \text{緑化面積} / \text{敷地面積} \times 100$$

緑化面積とは、緑化施設の水平投影面積を合計したものとする。緑化施設とは以下に示すものであり、緑化施設は当該建築物の空地、その他の屋外に設けられるものに限り、建築物の内部空間に設けられたものは含まない。

#### 【緑化施設】

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・樹木             | ・地被植物              |
| ・花壇、その他これに類するもの | ・プランタ、コンテナ等        |
| ・棚もの            | ・水流、池、その他これらに類するもの |
| ・園路、土留その他の施設    |                    |

緑化施設の水平投影面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下にその概要を示す。

<樹木の水平投影面積（樹冠面積）>

次に示す①～③の算出方法のうち、いずれかの方法に従って算出する。

#### ①樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計する。ただし、樹冠が重なる場合は重複して計上することはできない。なお、樹冠投影面積は植栽時の実際の水平投影面積とする。

## ②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木の樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積を合計する。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合や地被植物等と重なる部分については、重複して計上することはできない。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
4.0m以上	2.1m
2.5m以上 4.0m未満	1.6m
1.0m以上 2.5m未満	1.1m

※この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

## ③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができます。

$$\text{満たすべき植栽密度 : } A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

A : 当該部分の水平投影面積 (m<sup>2</sup>)

T<sub>1</sub> : 高さ 4m以上の樹木の本数

T<sub>2</sub> : 高さ 2.5m以上 4m未満の樹木の本数

T<sub>3</sub> : 高さ 1m以上 2.5m未満の樹木の本数

T<sub>4</sub> : 高さ 1m未満の樹木の本数

※樹木の高さは植栽時のものとする。

### <地被植物の水平投影面積>

地被植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

### <花壇、その他これに類するものの水平投影面積>

草花やその他これに類する植物が生育するための土壤、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

### <プランタ・コンテナ等の水平投影面積>

プランタやコンテナ等の容量が概ね100リットル以上の場合に算出する。算出方法は、植栽が樹木の場合は前述した樹木の水平投影面積の算出方法②に、地被植物の場合は前述した地被植物の水平投影面積の算出方法に準ずるものとする。

### <棚ものの水平投影面積>

植物が成長時に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

### <水流、池、その他これらに類するものの水平投影面積>

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについての水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

### <園路、土留その他の施設>

園路、土留その他の施設の水平投影面積とする。ただし、樹木、地被植物、花壇、その他これに類するもの、水流、池、その他これらに類するものを合計した面積の4分の1を超えない範囲とする。また、これらの水平投影面積と重複して計上することはできない。

なお、当該項目に係る用語を次の通り定義する。

樹木 : 地上部の一部が木質化している植物。

地被植物 : シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。

花壇 : 草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切を設けたりしたもの。年間を通じて

適宜植え替えなどを行うことにより、概ね6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるものを言う。

**棚 も の**：フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚上に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。

**水流、池**：樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。

**園路、土留、その他の施設**：

園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場等が含まれる。

**植栽基盤**：樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壤等のこと。プランタやコンテナ等の容器に土壤等を入れたものは、安定的に設置するもの（容量が概ね100リットル以上）を対象とする。

**樹 冠**：樹木の上部についている枝と葉の集まり。

**樹冠投影面積**：樹木が生長した時点を想定した樹冠の水平投影面積。

**地 上**：地面と一体となっている人工地盤を含む。

(ロ) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合が10%以上であること。

#### 【解説】

(2) 次式で算出される日射反射面積率が10%以上であること。共同住宅等における住戸又は住戸を含む建築物における住戸の認定の場合は、建築物として適合していることが必要となる。

日射反射面積率＝高反射性（低日射吸収率）舗装面積／敷地面積×100  
高反射性（低日射吸収率）舗装面積とは、高反射性（低日射吸収率）舗装材により舗装された地表面面積とする。高反射性（低日射吸収率）舗装材は、JIS K 5602で規定する試験方法（JIS K 5602は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「舗装材」に読み替える。）に基づく日射反射率が明度に関わらず50%以上であることに適合すること。

(ハ) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合が20%以上であること。

#### 【解説】

(3) 次式で算出される屋根緑化等面積率が20%以上であること。

##### 【1】一戸建ての住宅及び共同住宅等の認定の場合

屋根緑化等面積率＝屋根緑化面積／屋根面積×100

##### 【2】非住宅建築物の認定の場合

屋根緑化等面積率＝屋根緑化面積又は日射反射率の高い屋根材の採用面積の合計／屋根面積×100

##### 【3】複合建築物の認定の場合

最上階が住宅の場合は【1】式にて、非住宅建築物の場合は【2】式にて算出  
屋根緑化面積とは、屋根や屋上における緑化施設の水平投影面積の合計とし、屋根面積も同様に水平投影面積で算出する。緑化施設とは、(1)で示す緑化施設を指し、水平投影面積の算出方法もこれに準じること。

なお、**非住宅建築物**の認定の場合における日射反射率の高い屋根材としては、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

① J JIS K 5675に適合する屋根用高日射反射率塗料又は同等の性能及び品質の塗料で被覆

された屋根材。

②JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K 5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「防水シート」に読み替える。）に基づく近赤外域（780 nm～2500 nm）における日射反射率が50%以上である JIS A 6008 に適合する合成高分子系ルーフィングシート又は同等の性能と品質を有するもの。該当する製品としては、例えば合成高分子ルーフィング工業会規格（KRK S-001 高反射率防水シート）に適合した製品等があげられる。

(二) 緑化の対策をした面積の外壁面積に対する割合が10%以上であること。

#### 【解説】

(4) 次式で算出される壁面緑化面積率が10%以上であること。

緑化施設の採用面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{壁面緑化面積率} = \text{壁面緑化の採用面積の合計} / \text{外壁面積} \times 100$$

##### ① 垂直壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）に1.0（m）を乗じた値とする。ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については重複できないものとする。

##### ② 傾斜壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、水平投影面積とし、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）」に1.0（m）を乗じた値と比較して面積の大きい値を採用する。

なお、緑化に使用する植物として1年草は含まず、外壁面積には扉や窓等を含むこととする。

(ホ) (イ)の割合、(ロ)の割合、(ハ) の割合の2分の1及び(ニ)の割合の合計が10%以上であること。

#### 【解説】

(5) (1)で規定する緑化等面積率、(2)で規定する日射反射面積率、(3)で規定する屋根緑化等面積率の2分の1及び(4)で規定する壁面緑化面積率の合計が10%以上であること。

緑化等面積率 + 日射反射面積率

$$+ \text{屋根緑化等面積率} \times 1/2 + \text{壁面緑化面積率} \geq 10\%$$

～ 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当すること。

#### 【解説】

次のいずれかに該当すること。また、住宅の用途に供する部分を含まない非住宅建築物は対象外となる。

- ① 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する劣化対策等級3に適合すること。
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法第87号）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を取得している又は認定基準に適合していること。

**ト** 木造住宅又は木造建築物であること。

**【解説】**

半数以上の階の主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造であること。

**チ** 高炉セメント又はフライアッシュセメントが構造耐力上主要な部分に使用されていること。

**【解説】**

次のいずれかのセメントが構造耐力上主要な部分のいずれかに用いられていること。

- ① JIS R 5211 : 2009 に規定する高炉セメント。
- ② JIS R 5213 : 2009 に規定するフライアッシュセメント。
- ③ 高炉スラグ、フライアッシュを混和材として利用したセメント。ただし、混和材の質量割合が高炉スラグにあっては JIS R 5211:2009、フライアッシュにあっては JIS R 5213:2009 に規定する以上のものに限る。

**リ** V 2 H 充放電設備（建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリット自動車（以下第1において「電気自動車等」という。）に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備をいう。）が設けられていること。

**【解説】**

EV や PHEV に充放電を行うための設備が 1 台以上設置されていることが必要となる。

なお、ここでは V 2 H (EV/PHEV への充電のみではなく、EV/PHEV に蓄えた電力を建築物側でも使用できる給電機能を有する方式。) のみではなく、EV/PHEV への充電のみに供する設備（専用充電設備にあっては、駐車スペース近傍に設けられたものに限る。）であっても良いこととしている。

**第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。**

**【解説】**

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものとする。例えば、建築環境総合性能評価システム「CASBEE」に基づき環境効率 BEE のランクが A 以上、又はライフサイクル CO<sub>2</sub> (温暖化影響チャート) のランクが☆☆☆以上を取得していることなどが目安として考えられるが、所管行政庁が認めるものであることが前提となるため、本項目を利用する際は事前に建設地の所管行政庁に確認を行う必要がある。

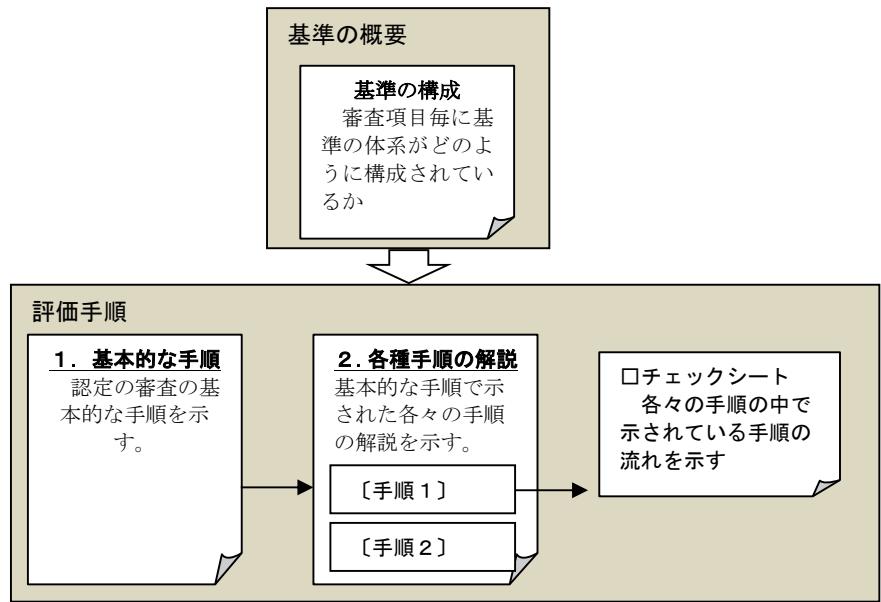
### **3章. 認定事項（法第54条第1項第一号の基準）毎の審査手順**

### 3章. 認定事項毎の審査手順

#### 【本章の見方】

本章は、認定対象となる建築物の用途応じた法第54条第1項第一号に係る認定基準毎の審査手順を示すものである。

構成としては、最初に申請の別に応じた「基準の適用」の解説を行った上、各適用基準を大きく「基準の概要」と「審査手順」とに分けて解説を行っている。



## 1. 基準の適用

適合すべき基準については、申請の別に応じて下図フローに示すとおり I ~IV に分けられる。

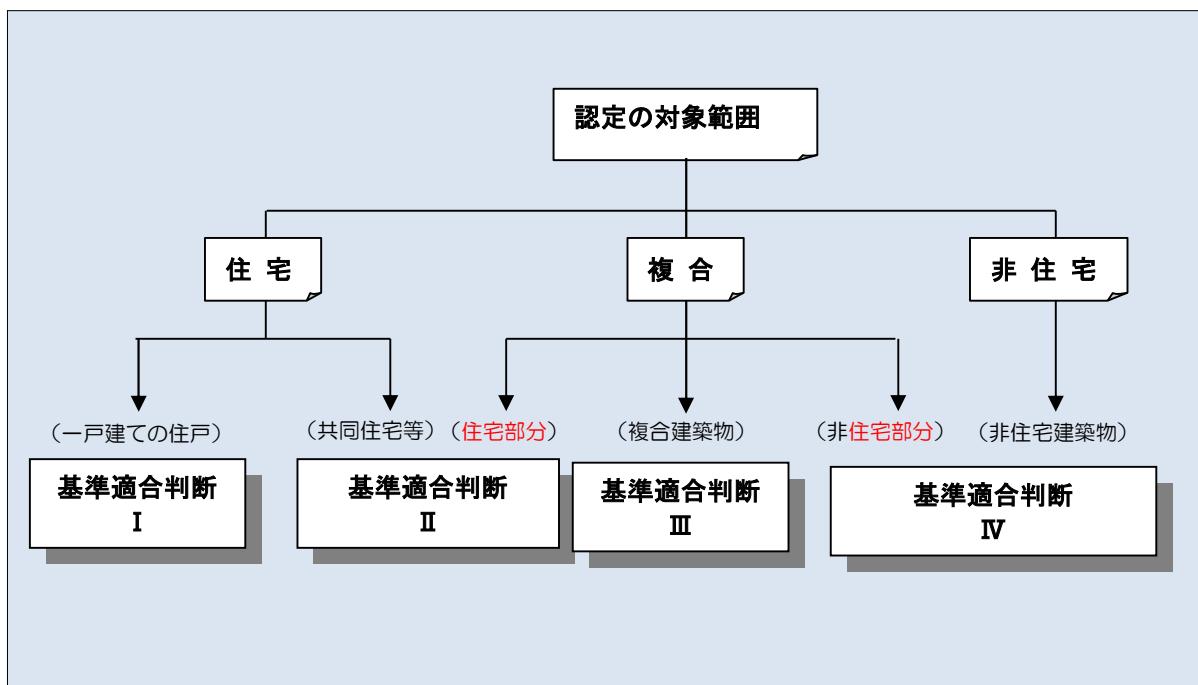
一戸建ての住宅の認定においては（基準適合判断 I）、一次エネルギー消費量及び外皮性能について設計値が誘導基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

共同住宅等の認定の場合（基準適合判断 II）、一次エネルギー消費量については、各住戸及び共用部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部分における誘導基準値の合計以下となること、また、外皮性能について各住戸の設計値が強化外皮基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

次に、複合建築物の認定の場合（基準適合判断 III）は、一次エネルギー消費量について、各住戸及び住宅共用部分、非住宅部分における設計値の合計が、それぞれの誘導基準値の合計以下となることが必要となる（非住宅部分の計算にモデル建物法を使用する場合、設計値及び低誘導基準値の表示が行われないため、住宅部分、非住宅部分で適合していることが必要となる。）。また、外皮性能については、各住戸の設計値が強化外皮基準値以下、非住宅部分の設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について住宅部分及び非住宅部分のそれが適合することが求められる。

最後に、非住宅建築物の認定の場合（基準適合判断 IV）、一次エネルギー消費量について各用途における設計値の合計が誘導基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

### ◆申請の別に応じた基準適用フロー（令和4年10月1日以降の新築）



## 【基準適合判断Ⅰ】

### ○一戸建ての住宅

- 適合判断
- ・一次エネルギー消費量について、  
 $U_A$ 値設計値  $\leq$   $U_A$ 値強化外皮基準値、  
 $\eta_{AC}$ 値設計値  $\leq$   $\eta_{AC}$ 値強化外皮基準値、
  - ・外皮性能について、  
 $U_A$ 値設計値  $\leq$   $U_A$ 値強化外皮基準値かつ  
 $\eta_{AC}$ 値設計値  $\leq$   $\eta_{AC}$ 値強化外皮基準値、
  - ・その他の低炭素化に資する措置について適合すること。  
うち再生可能エネルギー利用設備を含めた一次エネルギー消費量は、  
 $低炭素化促進設計値 \leq 低炭素化促進基準値$  を満たすこと

## 【基準適合判断Ⅱ】

### ○共同住宅等・複合建築物の住宅部分

- 適合判断
- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、  
$$\Sigma (\text{各住戸誘導設計値}) \text{ の合計} \leq \Sigma (\text{各住戸誘導基準値}) \text{ の合計},$$
$$+ +$$
$$\Sigma (\text{共用部誘導設計値}) \text{ の合計} \leq \Sigma (\text{共用部誘導基準値}) \text{ の合計}$$
  - ・各住戸における外皮性能について、  
 $U_A$ 値設計値  $\leq$   $U_A$ 値強化外皮基準値かつ  
 $\eta_{AC}$ 値設計値  $\leq$   $\eta_{AC}$ 値強化外皮基準値、
  - ・住棟全体で、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

### 【基準適合判断Ⅲ】

#### ○複合建築物

適合判断     ・認定対象建築物について（イ）かつ（ハ）又は（ロ）かつ（ハ）に適合すること。

（イ）

・非住宅部分の一次エネルギー消費量

$\Sigma$  (非住宅の誘導設計値) の合計  $\leq$   $\Sigma$  (非住宅誘導基準値) の合計、

又は           誘導 BEIm            $\leq$            誘導 BEIm の基準値

・住宅部分の一次エネルギー消費量

$\Sigma$  (各住戸誘導設計値) の合計            $\Sigma$  (各住戸誘導基準値) の合計

      +                    $\leq$                    +

$\Sigma$  (共用部誘導設計値) の合計            $\Sigma$  (共用部誘導基準値) の合計、

注 非住宅において、2以上の用途に供する場合の誘導基準値は、各用途の誘導基準一次エネルギー消費量の合計の値とする。

（ロ）

$\Sigma$  (非住宅誘導設計値) の合計            $\Sigma$  (非住宅誘導基準値) の合計

      +                   +

$\Sigma$  (各住戸誘導設計値) の合計  $\leq$   $\Sigma$  (各住戸誘導基準値) の合計

      +                   +

$\Sigma$  (共用部誘導設計値) の合計            $\Sigma$  (共用部誘導基準値) の合計

注 住宅部分（各住戸および住宅共用部の誘導設計一次エネルギー消費量の合計）と、非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量がそれぞれ誘導基準値以下であることが前提となる。

（ハ）

・非住宅部分の外皮性能について、

外皮性能設計値 (PAL\*)  $\leq$  外皮性能基準値 (PAL\*)、

又は BPIm            $\leq$            1.0

・各住戸における外皮性能について、

$U_A$  値設計値  $\leq$   $U_A$  値強化外皮基準値 かつ

$\eta_{AC}$  値設計値  $\leq$   $\eta_{AC}$  値強化外皮基準値、

・住宅部分、非住宅部分、それぞれに対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

## 【基準適合判断IV】

#### ○非住宅建築物・複合建築物の非住宅部分

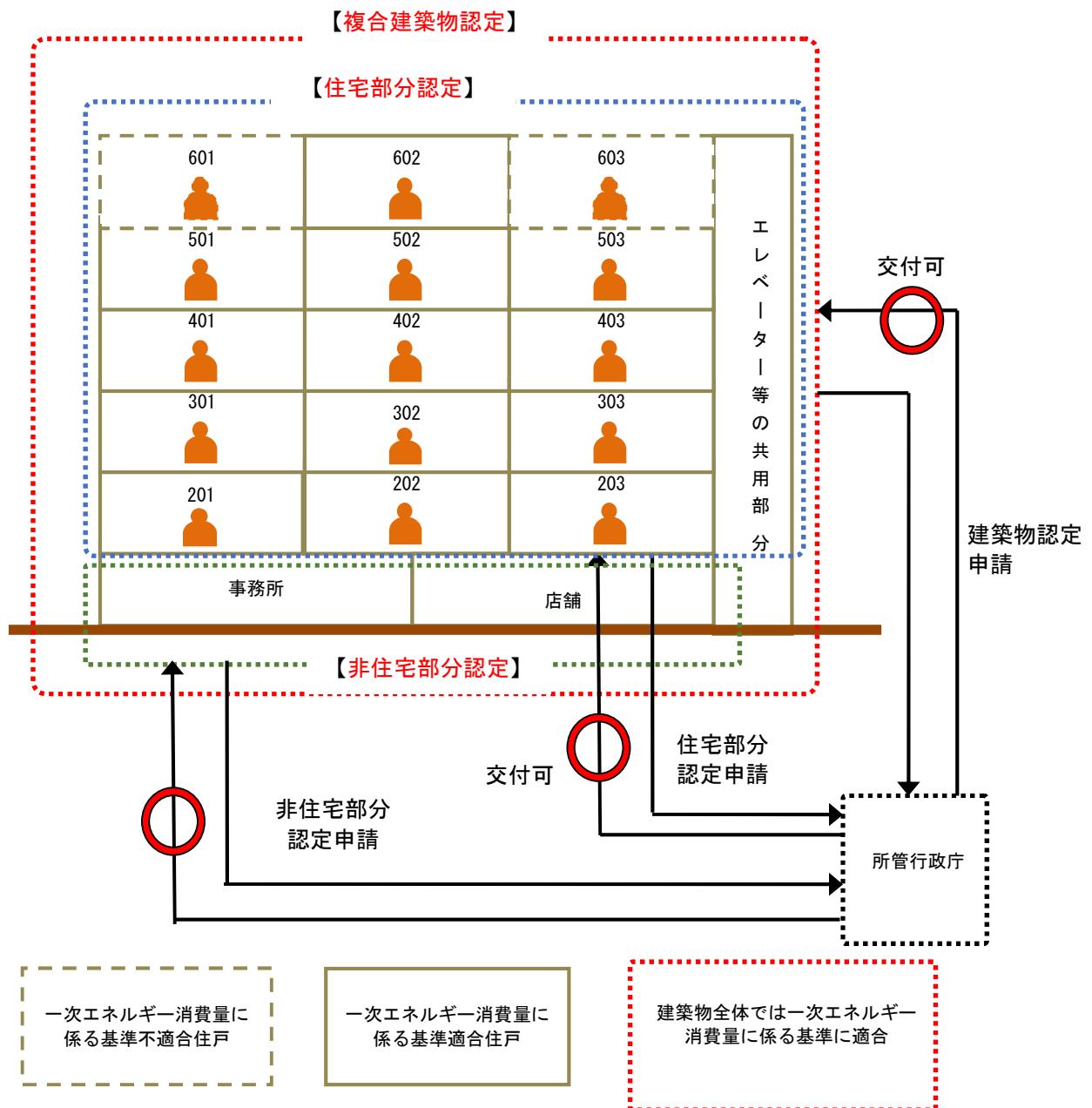
適合判断 ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、  
 $\Sigma$  (非住宅誘導設計値) の合計  $\leq$   $\Sigma$  (非住宅誘導基準値) の合計 又は  
 誘導 BEIm  $\leq$  誘導 BEIm の基準値

注 非住宅において、2以上の用途に供する場合の誘導基準値は、各用途の誘導基準一次エネルギー消費量の合計値とする。

- ・外皮性能について  

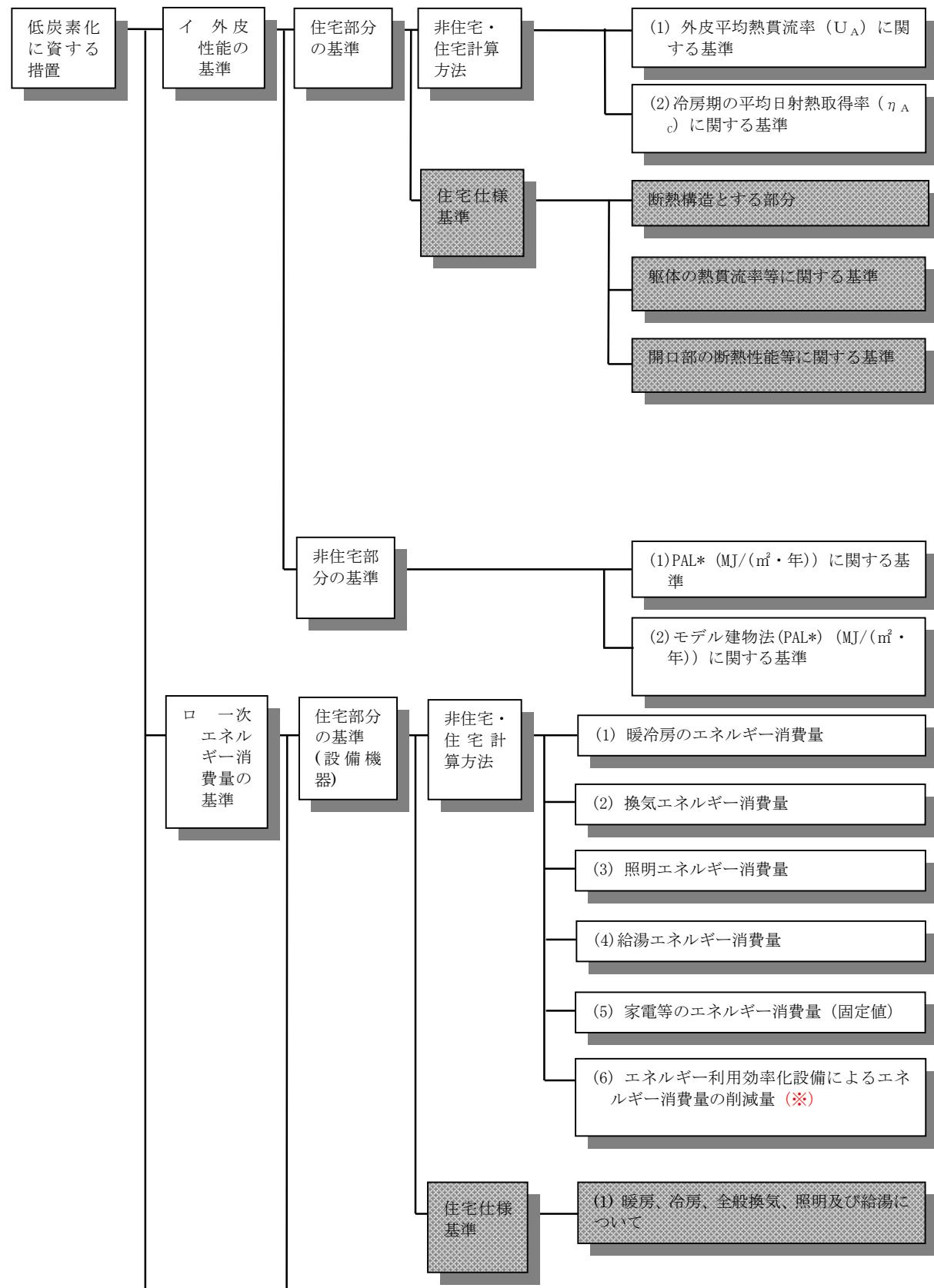
$$\frac{\text{外皮性能設計値 (PAL*)}}{\text{BPI}_m} \leq \frac{\text{外皮性能基準値 (PAL*)}}{1.0} \quad \text{又は}$$
  - ・建築物全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

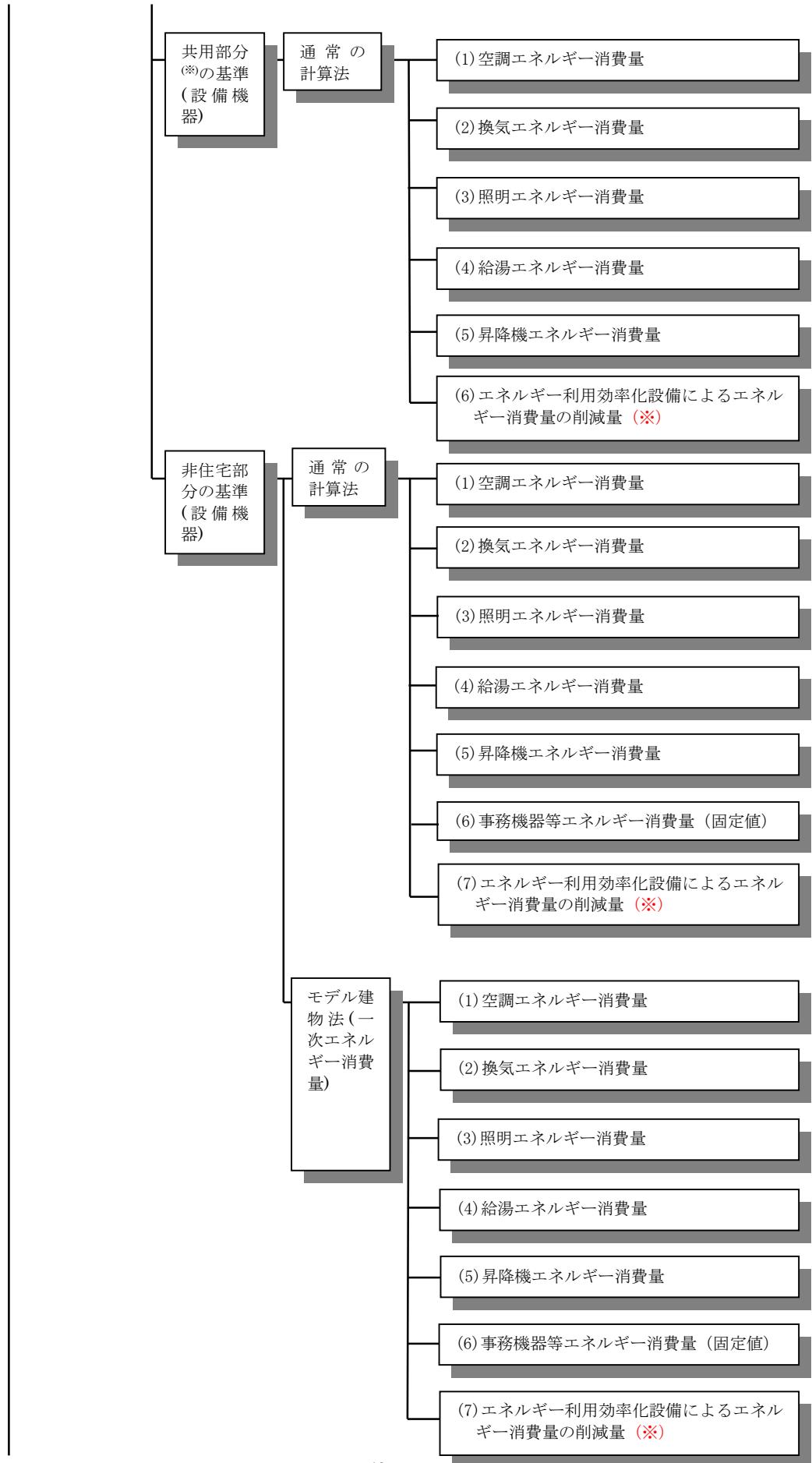
■住宅部分を含む複合建築物の場合

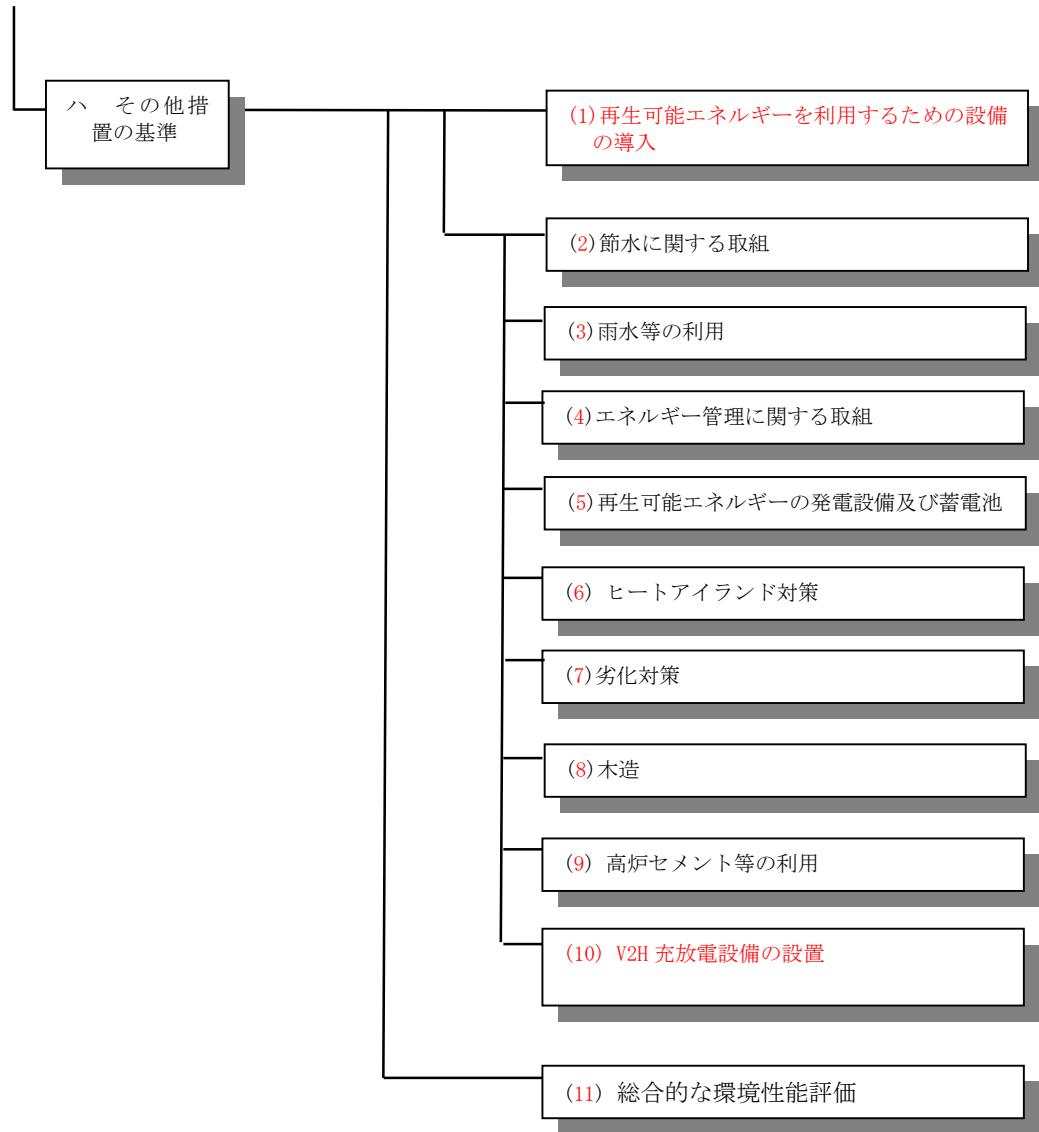


## 2. 基準の概要

### 《基準の構成》







(※) エネルギー利用効率化設備のうち、コーチェネレーション設備に限る。

### 3. 認定基準毎の審査手順

ここでは、認定基準毎の基本的な審査手順を示し、各手順の解説を行なう。

前述のとおり、認定の対象となる建築物の用途や建て方ごとに基準が異なるため、審査を行なう際は、建築物の用途等に応じて、審査を行なっていくこととなる。

本項における、各審査対象に応じた、審査手順の項は以下のとおり。

- ・一戸建ての住宅の認定として申請があった場合  
⇒ 3-1 (基準適合判断Ⅰ) へ
- ・共同住宅等、複合建築物の住宅部分の認定として申請があった場合  
⇒ 3-2 (基準適合判断Ⅱ) へ
- ・複合建築物の認定として申請があった場合  
⇒ 3-3 (基準適合判断Ⅲ) へ
- ・非住宅建築物、複合建築物の非住宅部分の認定として申請があった場合  
⇒ 3-4 (基準適合判断Ⅳ) へ

## 基準適合判断 I

### 3-1. 低炭素建築物（一戸建ての住宅）に関する認定の審査手順

#### 1. 基本的な手順

(外皮性能の確認)

手順1  
外皮平均熱貫流率の確認



手順2  
冷房期の平均日射熱取得率の確認



(一次エネルギー消費量の確認)

手順3  
入力内容の確認



手順4  
設計値・基準値の確認



手順5 その他措置の確認



(適合)

チェックシートリスト

手順	チェックシート
手順1 外皮平均熱貫流率の確認	住戸I
手順2 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸I
手順3 各住戸の入力内容の確認	住戸I
手順4 設計値・基準値の確認	住戸I
手順5 その他の措置の確認	その他

## 2. 各手順の解説

### －外皮性能の確認－

#### 〔手順1〕：外皮平均熱貫流率の確認

##### ① 計算結果の確認

- イ 当該住宅の外皮平均熱貫流率 $U_A$ の計算結果を確認する。
- ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。
- ハ 当該住宅の外皮平均熱貫流率 $U_A$ が該当する基準値を下回っているか確認する。

##### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

###### イ 各部位の熱貫流率の確認

- ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

###### ロ 各部位の面積の確認

- ・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
- ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

###### ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

- イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 $U_A$ を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸I

チェックシート 住戸I

※ただし、8地域において $U_A$ の基準値は設けられていない。

#### 〔手順2〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

##### ① 計算結果の確認

- イ 当該住宅の冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ の計算結果を確認する。
- ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 当該住宅の冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ が該当する基準値を下回っているか確認する。

##### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

###### イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認

- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。

###### ロ 各部位の面積の確認

- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。

チェックシート 住戸I

チェックシート 住戸I

- ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
- イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  を正しく計算により求めているかを確認する。
- ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$ 、 $\eta_{AH}$  を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、1 地域から 4 地域において  $\eta_{AC}$  の基準値は設けられていない。

#### －一次エネルギー消費量の確認－

##### 〔手順3〕：入力内容の確認

当該住宅の基本条件及び使用している設備機器を確認し、住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸 I

※住宅に係る設備機器性能の確認については性能証明書等で確認するほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上にある、温熱設備機器等ポータルで確認することもできる。（以下同じ。）

##### 〔手順4〕：基準値・設計値の確認

計算支援プログラム等の出力結果により、一次エネルギー消費量の設計値が、基準値を下回っていることを確認する。

#### －その他の措置の確認－

##### 〔手順5〕：その他の措置の確認

他の措置に関し、①及び②から⑩中でいずれか 1 つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

##### ① 再生可能エネルギー利用設備の導入

- イ 再生可能エネルギー利用設備を導入していること。
- ロ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

##### ② 節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置
- ロ 節水水洗の設置
- ハ 電気食器洗い機の設置

##### ③ 雨水、井戸水又は雑排水利用

##### ④ エネルギー管理に関する取組

- イ HEMS

- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置
  - ⑥ ヒートアイランド
    - イ 敷地緑化等
    - ロ 敷地の高反射性舗装
    - ハ 屋上緑化等
    - ニ 壁面緑化
    - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
  - ⑦ 劣化対策 等級3
  - ⑧ 木造住宅又は木造建築物
  - ⑨ 高炉セメント等
    - イ 高炉セメント
    - ロ フライアッシュセメント
    - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント
  - ⑩ V2H充放電設備の設置
  - ⑪ 総合的な環境性能評価
-

## 基準適合判断 II

### 3-2. 低炭素建築物（共同住宅等、複合建築物の住宅部分）に関する認定の審査手順

#### 1. 基本的な手順

(外皮性能の確認)

手順1  
各住戸の外皮平均熱貫流率の確認



手順2  
各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認



(一次エネルギー消費量の確認)

手順3  
各住戸の入力内容の確認



手順4 共用部の一次エネルギー



手順5 設計値及び誘導基準値の合計等の確認



手順6 その他措置の確認



(適合)

チェックシートリスト

手順	チェックシート
手順1 各住戸の外皮平均熱貫流率の確認	住戸 I
手順2 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸 I
手順3 各住戸の入力内容の確認	住戸 I
手順4 共用部の一次エネルギー消費量の確認	共用部
手順5 設計値及び誘導基準値の合計の確認	共用部
手順6 その他の措置の確認	その他

## 2. 各手順の解説

### －外皮性能の確認－

#### 〔手順1〕：各住戸の外皮平均熱貫流率の確認

##### ① 計算結果の確認

チェックシート 住戸I

- イ 各住戸の外皮平均熱貫流率 $U_A$ の計算結果を確認する。
- ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。
- ハ 各住戸の外皮平均熱貫流率 $U_A$ が該当する基準値を下回っているか確認する。

##### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

###### イ 各部位の熱貫流率の確認

- ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

###### ロ 各部位の面積の確認

- ・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
- ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

###### ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

- イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 $U_A$ を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、8地域において $U_A$ の基準値は設けられていない。

#### 〔手順2〕：各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認

##### ② 計算結果の確認

チェックシート 住戸I

- イ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ の計算結果を確認する。
- ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ が該当する基準値を下回っているか確認する。

##### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

###### イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認

- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。

###### ロ 各部位の面積の確認

- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。

ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認

イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  を正しく計算により求めているかを確認する。

ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$ 、 $\eta_{AH}$  を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、1 地域から 4 地域において  $\eta_{AC}$  の基準値は設けられていない。

－一次エネルギー消費量の確認－

[手順 3] : 各住戸の入力内容の確認

各住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸 I

－共用部の一次エネルギー消費量の確認－

[手順 4] : 共用部分の入力内容の確認

共用部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

－一次エネルギー消費量の設計値・誘導基準値の合計の確認－

[手順 5] : 設計値・誘導基準値の合計の確認

計算結果の確認

- イ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の誘導基準値を合計する。  
ロ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の設計値を合計する。  
ハ 建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が建築物全体の誘導基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 共用部

－その他の措置の確認－

[手順 6] : その他の措置の確認

他の措置に関し、①及び②から⑩の中でいずれか 1 つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

- ① 再生可能エネルギー利用設備の導入  
再生可能エネルギー利用設備を導入していること。

- ② 節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置
  - ロ 節水水洗の設置
  - ハ 電気食器洗い機の設置
- ③ 雨水、井戸水又は雑排水利用
- ④ エネルギー管理に関する取組
- イ HEMS
  - ロ BEMS
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置
- ⑥ ヒートアイランド
- イ 敷地緑化等
  - ロ 敷地の高反射性舗装
  - ハ 屋上緑化等
  - ニ 壁面緑化
  - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑦ 劣化対策 等級3
- ⑧ 木造住宅又は木造建築物
- ⑨ 高炉セメント等
- イ 高炉セメント
  - ロ フライアッシュセメント
  - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として  
利用したセメント
- ⑩ **V2H充放電設備の設置**
- ⑪ 総合的な環境性能評価

### 基準適合判断Ⅲ

#### 3-2. 低炭素建築物（複合建築物）に関する認定の審査手順

##### 1. 基本的な手順

(外皮性能の確認)

(住宅用途)

手順1-1  
各住戸の外皮平均  
熱貫流率の確認

手順2  
各住戸の冷房期の  
平均日射熱取得率  
の確認

(非住宅用途)

手順1-2  
非住宅用途部分  
の年間熱負荷  
係数等の確認

(一次エネルギー消費量の確認)

(住宅用途)

手順3-1  
各住戸の入力内  
容の確認

手順4  
共用部の一次エネ  
ルギー消費量の確認

(非住宅用途)

手順3-2  
非住宅用途部分  
の入力内容の確認

手順5 設計値及び誘導基準値の合計  
等の確認

手順6 その他措置の確認

(適合)

チェックシート リスト

(住宅用途部分)

手順 チェックシート

手順1-1  
各住戸の外皮  
平均熱貫流率  
の確認

住戸 I

手順2  
各住戸の冷房  
期の平均日射  
熱取得率の確  
認

住戸 I

手順3-1  
各住戸の入力  
内容の確認

住戸 I

手順4  
共用部の一次  
エネルギー消  
費量の確認

共用部

手順5  
設計値及び誘  
導基準値の合  
計の確認

共用部

手順6  
その他の措  
置の確認

その他

(非住宅用途部分)

手順 チェックシート

手順1-2  
非住宅用途部分  
の年間熱負荷  
係数等の確  
認

非住宅 I  
又は  
非住宅 II

手順3-2  
非住宅用途部分  
の入力内容の確  
認

非住宅 I  
又は  
非住宅 II

手順5  
設計値及び誘導基  
準値の合計の確  
認  
(標準入力法によ  
る場合のみ)

共用部

手順6  
その他の措置の確  
認

その他

## 2. 各手順の解説

〈住宅用途部分〉

—外皮性能の確認—

### 〔手順1－1〕：各住戸の外皮平均熱貫流率の確認

#### ① 計算結果の確認

- イ 各住戸の外皮平均熱貫流率 $U_A$ の計算結果を確認する。
- ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。
- ハ 各住戸の外皮平均熱貫流率 $U_A$ が該当する基準値を下回っているか確認する。

#### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

##### イ 各部位の熱貫流率の確認

- ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

##### ロ 各部位の面積の確認

- ・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
- ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

##### ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

- イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 $U_A$ を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、8地域において $U_A$ の基準値は設けられていない。

### 〔手順2〕：各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認

#### ③ 計算結果の確認

- イ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ の計算結果を確認する。
- ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率 $\eta_{AC}$ が該当する基準値を下回っているか確認する。

#### ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

##### イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認

- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。

##### ロ 各部位の面積の確認

- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。

チェックシート 住戸I

チェックシート 住戸I

- ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
- イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$  を正しく計算により求めているかを確認する。
- ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の平均日射熱取得率  $\eta_{AC}$ 、 $\eta_{AH}$  を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、1 地域から 4 地域において  $\eta_{AC}$  の基準値は設けられていない。

### －一次エネルギー消費量の確認－

#### 〔手順 3-1〕：各住戸の入力内容の確認

各住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸 I

### <非住宅用途部分>

### －外皮性能の確認－

#### 〔手順 1-2〕：非住宅用途部分の年間熱負荷係数等の確認

##### ① 計算方法の確認

非住宅用途部分の計算法として、標準入力法又はモデル建物法のいずれの非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムを使用しているかを確認する。

チェックシート 総括

##### ② 標準入力を使用する場合

###### イ 計算結果の確認

P A L\*の計算結果と基準値を比較する。

ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 非住宅 I

##### ③ モデル建物法を使用する場合

###### イ 計算結果の確認

B P I<sub>M</sub>の計算結果が、用途ごとに 1.0 を下回っていることを確認する。

チェックシート 非住宅 II

ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。

### －一次エネルギー消費量の確認－

#### 〔手順 3-2〕：非住宅部分の入力内容の確認

##### ① 標準入力法、もしくは、モデル建物法なのかを確認する。

チェックシート 総括

##### ② 標準入力法による場合は、非住宅用途の室がもれなく入力されてい

チェックシート 非住宅 I

るかを確認する。

- ③ モデル建物法による場合は、計算対象非住宅用途に応じた適切なモデル建物用途が選択されていることを確認する。
- ④ 当該非住宅用途部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と、一致することを確認する。

チェックシート 非住宅Ⅱ

チェックシート 非住宅Ⅰ

チェックシート 非住宅Ⅱ

### －共用部の一次エネルギー消費量の確認－

#### 〔手順4〕：共用部分の入力内容の確認

共用部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

なお、住戸部分に仕様基準を用い、かつ、非住宅用途部分にモデル建物法を用いている場合、共用部分に関して、計算支援プログラム等の出力結果により、一次エネルギー消費量の設計値が、誘導基準値を下回っていることを確認する。

### －一次エネルギー消費量の設計値・誘導基準値の合計の確認－

#### 〔手順5〕：設計値・誘導基準値の合計の確認

##### 計算結果の確認

チェックシート 共用部

- ① 住宅用途部分
  - イ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の誘導基準値を合計する。
  - ロ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の設計値を合計する。
- ② 非住宅用途部分
  - イ 非住宅用途部分の計算支援プログラム（標準入力法）の出力表の誘導基準値を合計する。
  - ロ 非住宅用途部分の計算支援プログラム（標準入力法）の出力表の設計値を合計する。
- ③ 設計値と誘導基準値の確認

建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、建築物全体の誘導基準値の合計を下回っていることを確認する。

<全ての用途>

－その他の措置の確認－

〔手順6〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①及び②から⑩中でいずれか1つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

- ① 再生可能エネルギー利用設備の導入  
再生可能エネルギー利用設備を導入していること。

- ② 節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置  
ロ 節水水洗の設置  
ハ 電気食器洗い機の設置

- ③ 雨水、井戸水又は雑排水利用

- ④ エネルギー管理に関する取組

- イ HEMS  
ロ BEMS

- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

- ⑥ ヒートアイランド

- イ 敷地緑化等  
ロ 敷地の高反射性舗装  
ハ 屋上緑化等  
ニ 壁面緑化  
ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置

- ⑦ 劣化対策 等級3

- ⑧ 木造住宅又は木造建築物

- ⑨ 高炉セメント等

- イ 高炉セメント  
ロ フライアッシュセメント  
ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として  
利用したセメント

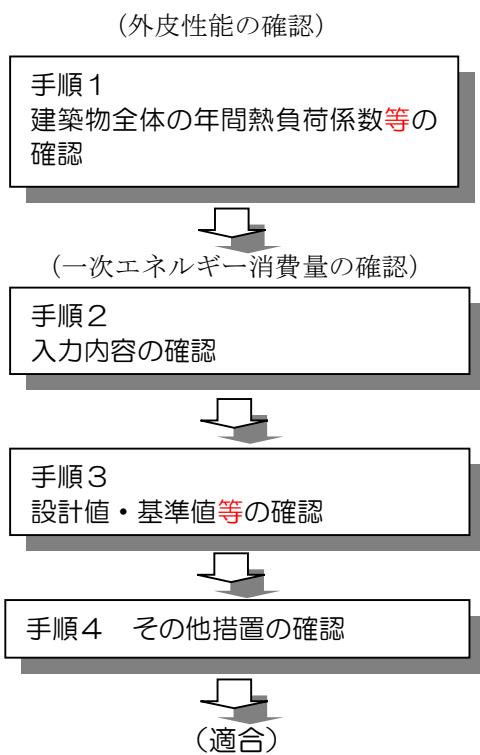
- ⑩ V2H充放電設備の設置

- ⑪ 総合的な環境性能評価

## 基準適合判断Ⅳ

### 3-4. 低炭素建築物（非住宅建築物、複合建築物の非住宅部分）に関する認定の審査手順

#### 1. 基本的な手順



#### チェックシート リスト

手 順	チェックシート
手順1 建築物全体の年間熱負荷係数等の確認	総括及び 非住宅I 又は 非住宅II
手順2 入力内容の確認	非住宅I 又は 非住宅II
手順3 設計値・基準値等の確認	非住宅I 又は 非住宅II
手順4 その他の措置の確認	その他

## 2. 各手順の解説

### 一外皮性能の確認－

〔手順1〕：建築物全体の年間熱負荷係数等の確認		
① 計算方法の確認		チェックシート 総括
計算法として、標準入力法又はモデル建物法のいずれの非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムを使用しているかを確認する。		
② 標準入力を使用する場合		チェックシート 非住宅I
イ 計算結果の確認		
PAL*の計算結果と基準値を比較する。		
ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。		
③ モデル建物法を使用する場合		チェックシート 非住宅II
イ 計算結果の確認		
BPI <sub>M</sub> の計算結果が、用途ごとに1.0を下回っていることを確認する。		
ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。		
一一次エネルギー消費量の確認－		
〔手順2〕：入力内容の確認		
① 標準入力法、もしくは、モデル建物法なのかを確認する。		チェックシート 総括
② 標準入力法による場合は、建築物の室がもれなく入力されているかを確認する。		チェックシート 非住宅I
③ モデル建物法による場合は、計算対象建築物の用途に応じた適切なモデル建物用途が選択されていることを確認する。		チェックシート 非住宅II
④ 当該非住宅用途部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と、一致することを確認する。		チェックシート 非住宅I チェックシート 非住宅II
〔手順3〕：設計値・基準値等の確認		
計算結果の確認		
建築物全体の設計値が建築物全体の誘導基準値を下回っていることを確認する。		チェックシート 共用部I
また、モデル建物法による場合は、モデル建物用途ごとにBEM <sub>m</sub> が用途に応じた誘導基準値を下回っていることを確認することとなる。		チェックシート 非住宅II

#### (手順4)：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①及び②から⑩⑨中でいずれか1つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政府の認めるものとして適合しているかを確認する。

- ① 再生可能エネルギー利用設備の導入  
再生可能エネルギー利用設備を導入していること。
- ② 節水に資する機器を設置
  - イ 節水トイレの設置
  - ロ 節水水洗の設置
  - ハ 電気食器洗い機の設置
- ③ 雨水、井戸水又は雑排水利用
- ④ エネルギー管理に関する取組
  - イ BEMS
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置
- ⑥ ヒートアイランド
  - イ 敷地緑化等
  - ロ 敷地の高反射性舗装
  - ハ 屋上緑化等
- ニ 壁面緑化
  - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑦ 木造住宅又は木造建築物
- ⑧ 高炉セメント等
  - イ 高炉セメント
  - ロ フライアッシュセメント
  - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント
- ⑨ V2H充放電設備の設置
- ⑩ 総合的な環境性能評価

チェックシート その他

## **4章. 認定基準（法第54条第1項第一号の基準）毎のチェックシート**

## 1. チェックシート一覧

番号	タイトル
1 総括 チェックシート/総括表	総括
2 住宅（住戸） チェックシート/住宅・非住宅計算法	住戸Ⅰ
3 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量	共用部
4 非住宅 チェックシート/標準入力法	非住宅Ⅰ
5 非住宅 チェックシート/モデル建物法	非住宅Ⅱ
6 その他の措置チェックシート	その他

## 2. チェックシート

### ・共通条件 1. 総括 チェックシート/総括表

共通条件		
建築物の名称		適・否
建築物の所在地		
地域の区分	<input type="checkbox"/> 1 地域 <input type="checkbox"/> 2 地域 <input type="checkbox"/> 3 地域 <input type="checkbox"/> 4 地域 <input type="checkbox"/> 5 地域 <input type="checkbox"/> 6 地域 <input type="checkbox"/> 7 地域 <input type="checkbox"/> 8 地域	[口適 口否]
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 ( <input type="checkbox"/> 軸組構法 ) <input type="checkbox"/> 枠組工法 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) <input type="checkbox"/> その他	[口適 口否]
建築物の用途等	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物	[口適 口否]
階数	地上 ( ) 階 地下 ( ) 階	[口適 口否]
面積	敷地面積 ( ) m <sup>2</sup> 建築面積 ( ) m <sup>2</sup> 延べ面積 ( ) m <sup>2</sup>	[口適 口否]
市街化区域等内外	<input type="checkbox"/> 市街化区域等内	[口適 口否]
チェックの結果⇒ [口適 口否]		

1 総括 チェックシート/総括表		総括	
申請の別の確認			
項目	確認項目	適・否	適・否
建築物	(1)住宅・非住宅計算法による確認 ⇒ チェックシート 住戸 I	[口適 口否]	[口適 口否]
	(2)住宅のその他措置の確認 ⇒ チェックシート その他	[口適 口否]	
共同住宅等	(1)住宅・非住宅計算法による確認 ⇒ チェックシート 住戸 I	[口適 口否]	[口適 口否]
	(2)共用部の一次エネ消費量の確認 ⇒ チェックシート 共用部	[口適 口否]	
	(3)共同住宅等のその他措置の確認 ⇒ チェックシート その他	[口適 口否]	
複合建築物	(1)住宅・非住宅計算法による確認 ⇒ チェックシート 住戸 I	[口適 口否]	[口適 口否]
	(2)共用部の一次エネ消費量の確認 ⇒ チェックシート 共用部	[口適 口否]	
	(3)標準入力法の確認 ⇒ チェックシート 非住宅 I	[口適 口否]	
	(4)モデル建物法の確認 ⇒ チェックシート 非住宅 II	[口適 口否]	
	(5)住宅用途のその他措置の確認 ⇒ チェックシート その他	[口適 口否]	
	(6)非住宅用途のその他措置の確認 ⇒ チェックシート その他	[口適 口否]	
非住宅建築物	(1)標準入力法の確認 ⇒ チェックシート 非住宅	[口適 口否]	[口適 口否]
	(2)モデル建物法の確認 ⇒ チェックシート 非住宅	[口適 口否]	
	(3)非住宅のその他措置の確認 ⇒ チェックシート その他	[口適 口否]	
チェックの結果⇒ [口適 口否]			

## 2. 住宅（住戸）チェックシート/住宅・非住宅計算法

2 住宅（住戸） チェックシート/住宅・非住宅計算法		住戸 I
(1) 基本情報の確認		
建て方等	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の住戸 ( ) <input type="checkbox"/> 複合建築物の住戸 ( )	
(1) のチェック結果⇒ [□適 □否]		
(2) 外皮性能の確認		
①外皮平均熱貫流率の確認		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 設計 $U_A \leq$ 強化外皮基準 $U_A$ である a. 当該住宅の設計外皮平均熱貫流率 $U_A = [ ]$ b. 当該住宅の強化外皮基準外皮平均熱貫流率 $U_A = [ ]$ c. 当該住宅の外皮等面積 $[ ] m^2$	
2. 計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算方法を用いている	
3. 計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積及び熱貫流率の確認 <input type="checkbox"/> 構造熱橋部等の長さ及び線熱貫流率の確認 <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率の確認 $U_A = [ ]$	
①のチェック結果⇒ [□適 □否]		
②冷房期の平均日射熱取得率の確認		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 設計 $\eta_{AC} \leq$ 強化外皮基準 $\eta_{AC}$ a. 当該住宅の冷房期の設計平均日射熱取得率 $\eta_{AC} = [ ]$ b. 当該住宅の強化外皮基準平均日射熱取得率 $\eta_{AC} = [ ]$	
2. 計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算方法を用いている	
3. 計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 窓（ガラス）の日射熱取得率の確認 <input type="checkbox"/> 床を除く各部位の面する方位の確認	
②のチェック結果⇒ [□適 □否]		
③暖房期の平均日射熱取得率の確認		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 当該住宅の暖房期平均日射熱取得率の確認 $\eta_{AH} = [ ]$	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算方法を用いている	
3. 計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 部位面積及び面する方位が冷房期の平均日射熱取得率と同一であることの確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の暖房期の日射熱取得率の確認	
③のチェック結果⇒ [□適 □否]		
(3) 一次エネルギー消費量の確認		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $E_T \leq E_{ST}$ である a. 当該住宅の誘導設計一次消費エネルギー $E_T = [ ]$ b. 当該住宅の誘導基準一次消費エネルギー $E_{ST} = [ ]$	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> $U_A$ 、 $\eta_{AC}$ 、 $\eta_{AH}$ 及び外皮総面積等の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認	
(3) のチェック結果⇒ [□適 □否]		
(1)、(2) (①から③)、(3) チェックの結果⇒ [□適 □否]		

### 3. 共同住宅等 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量

3 共同住宅等 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量		共用部
(1) 共用部の一次エネルギー消費量の確認		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> ET ≤ EST である a. 当該共用部の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [ ]$ b. 該当する誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [ ]$	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 標準入力法を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認	
(1) チェックの結果 ⇒ [□適 □否]		
(2) 共同住宅等及び複合建築物の一次エネルギー消費量の確認		
1. 住戸部分の計算結果の合計	a. 住戸部分の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [ ]$ b. 住戸部分の誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [ ]$	
2. 共用部分の計算結果	a. 当該共用部の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [ ]$ b. 該当する誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [ ]$	
3. 非住宅部分の計算結果	a. 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [ ]$ b. 非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [ ]$	
4. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> ET ≤ EST である a. 当該建築物の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [ ]$ b. 当該建築物の誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [ ]$	
(2) チェックの結果 ⇒ [□適 □否]		

#### 4 非住宅 チェックシート/標準入力法

4 非住宅 チェックシート/標準入力法		非住宅 I
(1)外皮性能の確認		
1.計算結果の確認 <input type="checkbox"/> 設計値≤基準値 a.年間熱負荷係数 設計値 設計値 = [ ] b.年間熱負荷係数 基準値 基準値 = [ ]  ハ.入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 非空調ゾーンの室用途や面積等の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 非空調ゾーンの外皮の面積、方位、熱性能等の入力内容の確認		
(1) のチェック結果⇒ [口適 口否]		
(2)一次エネルギー消費量の確認		
1.計算結果の確認 <input type="checkbox"/> $\sum E_T \leq \sum E_{ST}$ である a.当該建築物の誘導設計一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_T = [ ]$ b.当該建築物の誘導基準一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_{ST} = [ ]$  ハ.入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 地域の区分や床面積等の基本情報の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 室仕様（室名、面積、計算対象設備等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 空調関係情報（計算ゾーン、外皮構成、機器構成・性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 換気関係情報（換気種類、機器性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 照明関係情報（室指数、機器性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 給湯関係情報（節湯器具、機器性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 昇降機関係情報（積載量、速度及び制御方式等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> その他情報（太陽光発電等）の入力内容の確認		
(2) のチェック結果⇒ [口適 口否]		
(1)及び(2)チェックの結果⇒ [口適 口否]		

## 5 非住宅 チェックシート/モデル建物法

5 非住宅 チェックシート/モデル建物法			非住宅Ⅱ	
※ 非住宅複数用途の場合は、モデル建物用途ごとに作成することが必要				
(1)モデル建物用途の確認				
1.モデル建物用途の確認	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> ビジネスホテル	<input type="checkbox"/> シティホテル	
	<input type="checkbox"/> 総合病院	<input type="checkbox"/> クリニック	<input type="checkbox"/> 福祉施設	
	<input type="checkbox"/> 大規模物販	<input type="checkbox"/> 小規模物販	<input type="checkbox"/> 学校	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 講堂	
	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 工場		
		<input type="checkbox"/> 集会所（アスレチック場）	<input type="checkbox"/> 集会所（体育館）	
		<input type="checkbox"/> 集会所（公衆浴場）	<input type="checkbox"/> 集会所（映画館）	
		<input type="checkbox"/> 集会所（図書館）	<input type="checkbox"/> 集会所（博物館）	
		<input type="checkbox"/> 集会所（劇場）	<input type="checkbox"/> 集会所（カラオケボックス）	
		<input type="checkbox"/> 集会所（ボーリング場）	<input type="checkbox"/> 集会所（ぱちんこ屋）	
		<input type="checkbox"/> 集会所（競馬場又は競輪場）	<input type="checkbox"/> 集会所（社寺）	
			(1) のチェック結果⇒ [□適 □否]	
	(2)外皮性能の確認			
	1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $BPI_M \leq 1.0$		
	0.入力内容の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量の入力内容の確認と同じ		
	(2) のチェック結果⇒ [□適 □否]			
(3)一次エネルギー消費量の確認				
1.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 誘導 $BEI_M \leq$ 用途に応じた低炭素誘導基準値			
0.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 地域の区分、床面積、外周長等の基本情報の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 外皮仕様（開口部、断熱仕様等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 空調関係情報（熱源機器種別、性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 換気関係情報（換気方式、機器性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 照明関係情報（室指数、機器性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 給湯関係情報（節湯器具、機器性能等）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 昇降機関係情報（速度制御方式）の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> その他情報（太陽光発電等）の入力内容の確認			
	(2) のチェック結果⇒ [□適 □否]			
	(1)、(2)及び(3)チェックの結果⇒ [□適 □否]			

## 6 その他の措置チェックシート

6 その他の措置チェックシート		住宅・非住宅
※ 複合建築物の場合は住宅用途及び非住宅用途でそれぞれ適合することが必要		
(1)適合方法の確認		
イ適合方法	<input type="checkbox"/> 再エネ設備の導入かつその他の要件への1項目以上の適合 <input type="checkbox"/> 建築物の総合的な環境性能評価による	(1) のチェック結果⇒ [□適 □否]
(2)再生可能エネルギー利用設備の設置の確認		
1.再エネ設備の設置の確認	•以下のいずれかの設備を設置している <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等を利用する発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱を利用する設備 <input type="checkbox"/> 河川水熱等を利用する設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等	
□創エネ量の確認 (一戸建ての住宅のみ)	<input type="checkbox"/> 設計値<基準値 a.低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 b.低炭素化促進基準一次エネルギー消費量	設計値 = [ ] 基準値 = [ ]
(2) のチェック結果⇒ [□適 □否]		
(3) その他の要件 (①から⑨までの一つ以上に適合)		
①節水に関する取組	•以下のいずれかを採用 <input type="checkbox"/> 節水便器 <input type="checkbox"/> 節水栓 <input type="checkbox"/> 定置型電気食洗器	
②雨水等の利用の取組	•以下のいずれかを利用するための設備の設置 <input type="checkbox"/> 雨水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 雜排水	
③エネルギー管理の取組	<input type="checkbox"/> HEMSの採用 <input type="checkbox"/> BEMSの採用	
④再エネ連携蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池を設置	
⑤ヒートアイランド対策の取組	•以下のいずれかの措置を採用 <input type="checkbox"/> 緑地等による措置 <input type="checkbox"/> 舗装材による措置 <input type="checkbox"/> 屋根緑化による措置 <input type="checkbox"/> 壁面緑化による措置 <input type="checkbox"/> 前記措置の複合による措置	
⑥住宅の劣化軽減に資する措置	•以下のいずれかの基準に適合 <input type="checkbox"/> 劣化対策等級の等級3に適合 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定の基準に適合	
⑦木造住宅	<input type="checkbox"/> 木造住宅又は木造建築物である	
⑧高炉セメント等の仕様	•以下のいずれかを構造耐力上主要な部分に使用 <input type="checkbox"/> 高炉セメント <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント	
⑨V2H充放電設備の設置	•以下のいずれかを設置 <input type="checkbox"/> 電気自動車等に電気を供給するための設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備	
(3) のチェック結果⇒ [□適 □否]		
(4) 建築物の総合的な環境性能評価		
環境性能評価の実施	<input type="checkbox"/> CASBEE等の所管行政が認めたものの実施	(4) のチェック結果⇒ [□適 □否]
(1)と(2)及び(3)又は(4)チェックの結果⇒ [□適 □否]		

## 5 章. 參考資料

## 1. 規則様式・参考様式 一覧

番号	様式番号等	様式名
①	様式第五（第四十一条関係）	低炭素建築物新築等計画認定申請書
②	様式第六（第四十三条関係）	低炭素建築物新築等計画認定通知書
③	様式第七（第四十五条関係）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請書
④	様式第八（第四十六条関係）	低炭素建築物新築等計画認定変更通知書
⑤-1)	参考様式 1	設計内容説明書（住宅用（新築））
⑤-2)		設計内容説明書（住宅用（増築・改築等））
⑤-3)		設計内容説明書（共同住宅共用部分）
⑤-4)		設計内容説明書（非住宅用（新築））
⑤-5)		設計内容説明書（非住宅用（増築・改築等））
⑥	参考様式 2	認定しない旨の通知
⑦	参考様式 3	計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書
⑧	参考様式 4	認定の取消しの通知
⑨-1)	参考様式 5	認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築工事が完了した旨の報告書（建築士による書類を添付する場合）
⑨-2)		認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築工事が完了した旨の報告書（建設工事の受注者による書類を添付する場合）
⑨-3)		認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築工事が完了した旨の報告書（建設工事の受注者による書類）
⑩	参考様式 6	低炭素建築物の名義変更届出書
⑪	別記様式 2	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
⑫	別記様式 4	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（変更）
⑬	別記様式 5	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

## 2. 規則様式・参考様式

① 様式第五（第四十一条関係） 低炭素建築物新築等計画認定申請書

様式第五（第四十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年　月　日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

### 【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 複合建築物の非住宅部分
- 複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。
2. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
  - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
  - ③非住宅建築物 基準省令第1条令第1項第1号に規定する非住宅

- ④複合建築物 基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物
  - ⑤施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。この様式において「令和4年改正基準省令」という。）附則第2項に規定する施行日以後認定申請建築物
3. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「非複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分に係る申請の場合には、「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】	( ) 建築士	( ) 登録第	号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	( ) 建築士事務所	( ) 知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【4. 確認の申請】			
<input type="checkbox"/> 申請済 ( ) <input type="checkbox"/> 未申請 ( )			
【5. 備考】			

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 建築主が2者以上の場合、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
3. 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
4. 【2. 代理人】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
5. 【2. 代理人】及び【3. 設計者】の欄は、代理人又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理人又は設計者の住所を書いてください。
6. 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
7. 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】		
【2. 市街化区域等】 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域		
【3. 敷地面積】	m <sup>2</sup>	
【4. 建築面積】	m <sup>2</sup>	
【5. 延べ面積】	m <sup>2</sup>	
【6. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階		
【7. 建築物の用途】 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【8. 建築物の住戸の数】	戸	
【9. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修		
【10. 構造】 造 一部 造		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による	
【12. 該当する地域区分】	地域	
【13. 非住宅部分の床面積】 ( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)		
【イ. 新築】 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )		
【ロ. 増築】 全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )		
増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )		
【ハ. 改築】 全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )		
改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )		
【14. 住宅部分の床面積】		

( 床面積 ) (開放部分を除いた部分 の床面積)	(開放部分及び共用部分を 除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】 全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】 全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
<b>【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】</b>	
【イ. 非住宅建築物】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
□基準省令第10条第1号イ (1) の基準	
年間熱負荷係数	MJ / (m <sup>2</sup> ・年)
(基準値)	MJ / (m <sup>2</sup> ・年) )
BPI ( )	
□基準省令第10条第1号イ (2) の基準	
年間熱負荷係数	MJ / (m <sup>2</sup> ・年)
(基準値)	MJ / (m <sup>2</sup> ・年) )
BPI ( )	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	
( )	
□令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)	
□基準省令第10条第1号ロ (1) の基準	
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ / 年
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ / 年
誘導BEI ( )	
(誘導BEIの基準値) )	
□基準省令第10条第1号ロ (2) の基準	
誘導BEI ( )	
(誘導BEIの基準値) )	
□国土交通大臣が認める方法及びその結果	
( )	
□改正省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ / 年
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ / 年
誘導BEI ( )	
(誘導基準BEI) )	
【ロ. 一戸建ての住宅】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
□基準省令第10条第2号イの基準	
外皮平均熱貫流率	W / (m <sup>2</sup> ・K)
(基準値)	W / (m <sup>2</sup> ・K) )

	<p>冷房期の平均日射熱取得率        (基準値 )</p> <p><input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果        ( )</p> <p><input type="checkbox"/>令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準        (一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/>基準省令第10条第2号ロの基準        誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年        誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年        誘導B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果        ( )</p> <p><input type="checkbox"/>令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p>
【ハ. 共同住宅等】	<p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/>基準省令第10条第2号イの基準  <input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果        ( )</p> <p><input type="checkbox"/>令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準        (一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/>基準省令第10条第2号ロの基準        誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年        誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年        誘導B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果        ( )</p> <p><input type="checkbox"/>令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準</p>

## 【二. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ／(m<sup>2</sup>・年)

(基準値 MJ／(m<sup>2</sup>・年))

B P I ( )

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ／(m<sup>2</sup>・年)

(基準値 MJ／(m<sup>2</sup>・年))

B P I ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

□令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外  
(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第10条第1号口 (1) の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ( )

(誘導B E I の基準値 )

□基準省令第10条第1号口 (2) の基準

誘導B E I ( )

(誘導B E I の基準値 )

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

□令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ( )

(誘導基準B E I )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第10条第2号イの基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令第10条第2号口の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ( )

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

□基準省令第10条第3号口の基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第10条第1号イ (1) の基準

年間熱負荷係数 MJ／(m<sup>2</sup>・年)

(基準値 MJ／(m<sup>2</sup>・年) )

B P I ( )

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

(一次エネルギー消費量に関する事項)

□基準省令1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 設計一次エネルギー消費量 B E I ( )	GJ／年 GJ／年
<p><input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果          ( )          (住宅部分)</p> <p>(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/>基準省令第10条第2号イの基準</p> <p><input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果          ( )          (一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p><input type="checkbox"/>基準省令1条第1項第2号ロ(1)の基準</p> <p>基準一次エネルギー消費量          設計一次エネルギー消費量          B E I ( )</p> <p><input type="checkbox"/>国土交通大臣が認める方法及びその結果          ( )          (複合建築物)</p> <p>(一次エネルギー消費量に関する事項)</p> <p>誘導基準一次エネルギー消費量          誘導設計一次エネルギー消費量          誘導B E I ( )          (誘導B E I の基準値 )</p>	
<p><b>【16. 再生可能エネルギー利用設備】</b></p> <p><b>【イ. 非住宅建築物】</b></p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ( )</p> <p><b>【ロ. 一戸建ての住宅】</b></p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ( )</p> <p>低炭素化促進基準一次エネルギー消費量          低炭素化促進設計一次エネルギー消費量          GJ／年          GJ／年</p> <p><b>【ハ. 共同住宅等】</b></p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ( )</p> <p><b>【二. 複合建築物】</b></p> <p>再生可能エネルギー利用設備の種類 ( )</p>	
<p><b>【17. 確認の特例】</b></p> <p>法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>	
<p><b>【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】</b></p>	
<p><b>【19. 備考】</b></p>	

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当す

るチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
5. 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
6. 【13. 非住宅部分の床面積】及び【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、それぞれ、非住宅部分の床面積及び住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
7. 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分の床面積のうち「開放部分を除いた部分の床面積」から共用部分の床面積を除いた部分の面積をいいます。
8. 【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イから二までのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イから二までの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
  - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第一（第10条関係）に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
  - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
  - (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
    - i) 年間熱負荷係数、屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
    - ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをおきます。記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
    - iii) BEI 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをおきます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
    - iv) 誘導BEI 誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをおきます。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
    - v) 誘導BEI基準値 誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した値をおきます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあって

は、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）の合計で除した値をいいます。「誘導B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二未満を切り上げた数値としてください。

(5) 施行日以後認定申請建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号以下「改正省令」という。）附則第2項に定める施工日以後認定申請建築物をいう。以下同じ。）の増築、改築又は修繕等をする場合の記載については下記によることとします。

- i ) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は第10条第1号ロの欄に、改正省令附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は改正省令附則第3項の欄に記載してください。
- ii ) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項については第10条第2号イの欄に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は第10条第2号ロの欄に記載するとともに、改正省令附則第4項の基準の適用を受ける場合については、改正省令附則第4項のチェックボックスに「」マークを入れて記載してください。

9. 【16.再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。

10. 【17. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「」マークを入れてください。

11. 【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

12. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬ場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

## 〔申請に係る住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	$m^2$
<b>【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】</b>	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条2号イの基準	
外皮平均熱貫流率	$W/(m^2 \cdot K)$
(基準値	$W/(m^2 \cdot K)$ )
冷房期の平均日射熱取得率	
(基準値	)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
(	)
<input type="checkbox"/> 改正省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条2号ロの基準	
誘導基準一次エネルギー消費量	$GJ/年$
誘導設計一次エネルギー消費量	$GJ/年$
誘導B E I ( )	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
(	)
<input type="checkbox"/> 改正省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物（複合建築物の非住宅部分の認定を除く。）に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は以下の内容に従って記載してください。
  - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」を入れた上で記載してください。
  - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
  - (3) 「誘導B E I」は、誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導B E I」を記載する場合は、小数点第二未満を切り上げた数値としてください。

- (4) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱損失の防止に関する事項については第10条第2号イの欄に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は第10条第2号ロの欄に記載するとともに改正省令附則第4項の基準については、改正省令附則第4項のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

③様式第六（第四十三条関係） 低炭素建築物新築等計画認定通知書

様式第六（第四十三条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号	第	号	
認定年月日	年	月	日
(※)確認番号	第	号	
確認年月日	年	月	日
建築主事の氏名			

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※)は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

③様式第七（第四十五条関係） 低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

様式第七（第四十五条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代理者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

建築物全体

複合建築物の非住宅部分

複合建築物の住宅部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代理者の氏名を載せて記載してください。
2. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
3. 4欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場

合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分に係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一つの住戸をいう。）の数が一である住宅」をいい、「共同住宅等」は「一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物」をいい、「複合建築物」は「非住宅部分及び住宅部分を有する建築物」をいいます。

④様式第八（第四十六条関係）低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

様式第八（第四十六条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号	第	号
認定年月日	年	月
(※)確認番号	第	号
確認年月日	年	月
建築主事の氏名		

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条法第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

(※)は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

## ⑤-1) 参考様式 1 設計内容説明書 住宅用(新築)

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
0. 基本事項	基本事項	計算方法	用いた基準		<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>	
		地域の区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域			
		年間日射地域区分	( ) 地域 (注) 下記設備のいずれかを設置した場合のみ <input type="checkbox"/> 太陽光発電を採用 <input type="checkbox"/> 太陽給湯設備を採用			
		建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等			
		構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅 ( <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造(組石造含む。)住宅 <input type="checkbox"/> その他( )			
1. 軀体の外皮性能等	住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率( $U_A$ ) ( ) [W/m <sup>2</sup> K]		<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ ) ( ) [-] 暖房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AH}$ ) ( ) [-]			
2. 一次エネルギー消費量	一次エネルギーに係る基本事項	外皮計算法	<input type="checkbox"/> 外皮面積を用いた計算法 外皮面積の合計( ) [m <sup>2</sup> ] <input type="checkbox"/> 外皮面積を用いない計算法		<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>	
		居室等の面積・構成	・床面積の合計( ) m <sup>2</sup> ・主たる居室の面積( ) m <sup>2</sup> ・その他の居室の面積( ) m <sup>2</sup>			
		通風の利用	<input type="checkbox"/> 通風を利用			
		蓄熱の利用	<input type="checkbox"/> 蓄熱の利用			
		床下空間の利用	<input type="checkbox"/> 床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用			
	住宅・非住宅計算法	暖房設備	・暖房方式( ) ・暖房機器の種別・性能等( )		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		冷房設備	・冷房方式( ) ・冷房機器の種別・性能等( )			
	給湯設備	換気設備	・換気方式( ) ・換気設備の性能等( ) <input type="checkbox"/> 热交換換気設備の設置 性能等( )		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機( ) 配管方式 <input type="checkbox"/> 先分岐方式 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 分岐後( ) 水栓 <input type="checkbox"/> 節湯水栓等を使用 浴槽 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面 浴槽 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽を使用			

		照明設備	<input type="checkbox"/> 主たる居室（ ） <input type="checkbox"/> その他居室（ ） <input type="checkbox"/> 非居室（ ）	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		その他設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステムの設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/>	
3. その他基準 (第1又は第2のいずれかに適合)	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 ・一戸建て住宅の場合は以下に適合 <input type="checkbox"/> 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 河川水熱等を利用する設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
	第1の2 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雜排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	<input type="checkbox"/> 敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			<input type="checkbox"/> 屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			<input type="checkbox"/> 壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上		
		木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅		
		高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置 ・設置台数等( )		
	第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>	

## ⑤-2) 参考様式 1 設計内容説明書 住宅用（増築・改築用）

住戸番号			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無	□無
---------------	---------------	----

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
0. 基本事項	計算方法 基本事項	用いた基準	<input type="checkbox"/> 住宅・非住宅計算法		<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>	
		地域の区分	<input type="checkbox"/> 1 地域	<input type="checkbox"/> 2 地域		
			<input type="checkbox"/> 4 地域	<input type="checkbox"/> 5 地域		
			<input type="checkbox"/> 7 地域	<input type="checkbox"/> 8 地域		
		年間日射地域区分	( ) 地域 (注) 下記設備のいずれかを設置した場合のみ <input type="checkbox"/> 太陽光発電を採用 <input type="checkbox"/> 太陽給湯設備を採用			
1. 軀体の外皮性能等	住宅・非住宅計算法	建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅 ( <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
		外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率 ( $U_A$ ) ( ) [W/m <sup>2</sup> K]			
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率 ( $\eta_{AC}$ ) ( ) [-] 暖房期の平均日射熱取得率 ( $\eta_{AH}$ ) ( ) [-]			
		外皮計算法	<input type="checkbox"/> 外皮面積を用いた計算法 外皮面積の合計 ( ) [m <sup>2</sup> ] <input type="checkbox"/> 外皮面積を用いない計算法			
2. 一次エネルギー消費量	一次エネルギーに係る基本事項	居室等の面積・構成	・床面積の合計 ( ) m <sup>2</sup> ・主たる居室の面積 ( ) m <sup>2</sup> ・その他の居室の面積 ( ) m <sup>2</sup>		<input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		通風の利用	<input type="checkbox"/> 通風を利用			
		蓄熱の利用	<input type="checkbox"/> 蓄熱の利用			
		床下空間の利用	<input type="checkbox"/> 床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用			
		暖房設備	・暖房方式 ( ) ・暖房機器の種別・性能等 ( )			
	住宅・非住宅計算法	冷房設備	・冷房方式 ( ) ・冷房機器の種別・性能等 ( )		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		換気設備	・換気方式 ( ) ・換気設備の性能等 ( ) <input type="checkbox"/> 熱交換換気設備の設置 性能等 ( )			

		給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機 ( ) 配管方式 <input type="checkbox"/> 先分岐方式 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 分岐後 ( ) 水栓 <input type="checkbox"/> 節湯水栓等を使用 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面 浴槽 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽を使用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		照明設備	<input type="checkbox"/> 主たる居室 ( ) <input type="checkbox"/> その他居室 ( ) <input type="checkbox"/> 非居室 ( )	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		その他設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> コージェネレーションシステムの設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/>	
3. その他基準 (第1又は第2のいずれかに適合)	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 ・一戸建て住宅の場合は以下に適合 <input type="checkbox"/> 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 河川水熱等を利用する設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
第1の2 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雜排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
	ヒートアイランド対策	蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		緑地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
		壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
			<input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		劣化軽減	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上		
	木造住宅・建築物	木造住宅	<input type="checkbox"/>		
		高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置 ・設置台数等 ( )		
	第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>	

**(5-3) 参考様式 1 設計内容説明書 共同住宅共用部用**

認定事項	確認 項目※	設計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による	<input type="checkbox"/> 機器表	
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による	<input type="checkbox"/> 系統図	
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による	<input type="checkbox"/> 平面図	
		外皮仕様	・標準入力法入力シート様式 2-4 による	<input type="checkbox"/>	
		熱源入力	・標準入力法入力シート様式 2-5 による	<input type="checkbox"/>	
		二次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による	<input type="checkbox"/>	
		空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による	<input type="checkbox"/>	
	換気	換気対象室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による	<input type="checkbox"/>	
		給排気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による	<input type="checkbox"/>	
		換気代替空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による	<input type="checkbox"/>	
	照明	照明	・標準入力法入力シート様式 4 による	<input type="checkbox"/>	
	給湯	給湯対象室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による	<input type="checkbox"/>	
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による	<input type="checkbox"/>	
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式 6 による	<input type="checkbox"/>	
	太陽光	太陽光発電等	・標準入力法入力シート様式 7-1 による	<input type="checkbox"/>	
	コジェネ	コージェネレーション設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による	<input type="checkbox"/>	

⑤-4) 参考様式1 設計内容説明書 非住宅用(新築)

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※			設計内容確認欄
		項目	設計内容		
0. 基本事項	計算方法 基本事項	用いた計算法	<input type="checkbox"/> 標準入力法	<input type="checkbox"/> モデル建物法	<input type="checkbox"/> 入力シート <input type="checkbox"/> 建築概要書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/>
		地域の区分	<input type="checkbox"/> 1 地域	<input type="checkbox"/> 2 地域	
			<input type="checkbox"/> 3 地域		
			<input type="checkbox"/> 4 地域	<input type="checkbox"/> 5 地域	
			<input type="checkbox"/> 6 地域		
			<input type="checkbox"/> 7 地域	<input type="checkbox"/> 8 地域	
		階数	・地上( )階、地下( )階		
1. 標準入力法	室仕様 空調設備	敷地面積	( ) [m <sup>2</sup> ]		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 組成図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		延べ面積	( ) [m <sup>2</sup> ]		
		年間日射地域区分	( ) 地域		
			注) 太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱( )、温熱( )		
		室仕様	・標準入力法入力シート様式1による		
		空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式2-1による		
	換気設備 照明設備 給湯設備 昇降機 太陽光 コジェネ PAL*	外壁構成	・標準入力法入力シート様式2-2による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式2-3による		
		外皮	・標準入力法入力シート様式2-4による		
		熱源	・標準入力法入力シート様式2-5による		
		2次ポンプ	・標準入力法入力シート様式2-6による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式2-7による		
		換気室	・標準入力法入力シート様式3-1による		
2. モデル建物法	基本情報	換気送風機	・標準入力法入力シート様式3-2による		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 組成図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式3-3による		
		照明	・標準入力法入力シート様式4による		
		給湯室	・標準入力法入力シート様式5-1による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式5-2による		
	外皮仕様	昇降機	・標準入力法入力シート様式6による		
		太陽光	・標準入力法入力シート様式7-1による		
		コジェネ	・標準入力法入力シート様式7-3による		
	空調設備 換気設備 照明設備 給湯設備	PAL*	・標準入力法入力シート様式8による		
		建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式Aによる		
		計算対象部分面積			
		空調対象床面積			
		外周長			
		非空調コア部			
		開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式B1による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式B2による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式B3による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式C1による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式C2による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式C3による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式C4による		
	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式Dによる		
		照明	・モデル建物法入力シート様式Eによる		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式Fによる		

	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式 G による		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式 H による		
	コジェネ	コージェネレーション設備	・モデル建物法入力シート様式 I による		
3. その他基準 (第1又は第2のいずれかに適合)	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 河川水熱等を利用する設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
	(右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雜排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> BEMS の採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> <u>緑地</u> 又は水面の面積が敷地面積の 10 %以上		
		ヒートアイランド対策 木造住宅・建築物	敷地の高反射性塗装		
			<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の 10 %以上		
			屋上緑化等		
			<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の 20 %以上		
		高炉セメント等の利用	壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の 10 %以上 緑化等面積率 + 日射反射面積率 + 屋根緑化等面積率 × 1 / 2 + 壁面緑化面積率 ≥ 10 %	
			<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の 10 %以上		
			緑化等面積率 + 日射反射面積率 + 屋根緑化等面積率 × 1 / 2 + 壁面緑化面積率 ≥ 10 %		
			<input type="checkbox"/> 木造建築物 <input type="checkbox"/>		
		電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置 ・設置台数等 ( )	<input type="checkbox"/>	
	第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )		

⑤-5) 参考様式1 設計内容説明書 非住宅用(増築・改築等)

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認※	建築基準法の規定違反の有無	□無
----------------	---------------	----

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄※			設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
0. 基本事項	計算方法	用いた計算法	<input type="checkbox"/> 標準入力法	<input type="checkbox"/> モデル建物法	<input type="checkbox"/> 入力シート <input type="checkbox"/> 建築概要書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/>	
	基本事項	地域の区分	<input type="checkbox"/> 1 地域	<input type="checkbox"/> 2 地域		
			<input type="checkbox"/> 4 地域	<input type="checkbox"/> 5 地域		
			<input type="checkbox"/> 7 地域	<input type="checkbox"/> 8 地域		
		階数	・地上( )階、地下( )階			
		敷地面積	( ) [m <sup>2</sup> ]			
		延べ面積	( ) [m <sup>2</sup> ]			
		年間日射地域区分	( ) 地域 注) 太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ			
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱( ), 温熱( )			
1. 標準入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式1による		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 系統図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式2-1による			
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式2-2による			
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式2-3による			
		外皮	・標準入力法入力シート様式2-4による			
		熱源	・標準入力法入力シート様式2-5による			
		2次ポンプ	・標準入力法入力シート様式2-6による			
		空調機	・標準入力法入力シート様式2-7による			
	換気設備	換気室	・標準入力法入力シート様式3-1による			
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式3-2による			
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式3-3による			
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式4による			
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式5-1による			
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式5-2による			
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式6による			
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式7-1による			
	コジェネ	コージェネレーション設備	・標準入力法入力シート様式7-3による			
	PAL*	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式8による			
2. モデル建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式Aによる		<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 系統図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		計算対象部分面積				
		空調対象床面積				
		外周長				
		非空調コア部				
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式B1による			
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式B2による			
		外皮	・モデル建物法入力シート様式B3による			
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式C1による			
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式C2による			
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式C3による			
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式C4による			

	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式 D による		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式 E による		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式 F による		
	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式 G による		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式 H による		
	コジェネ	コージェネレーション設備	・モデル建物法入力シート様式 I による		
3. その他基準 (第1又は第2の いずれかに適合)	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 河川水熱等を利用する設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
	第1の1 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置		
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井戸水利用 <input type="checkbox"/> 雜排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> BEMS の採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		ヒートアイランド対策 木造住宅・建築物	敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上 屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上 壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置 ・設置台数等( )		
	第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )		

**⑥参考様式2 認定しない旨の通知**

(日本工業規格A列4番)

不認定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 殿

所管行政庁 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

**⑦参考様式3 計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書**

(日本工業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

⑧参考様式4 認定の取消しの通知

(日本工業規格A列4番)

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定計画実施者 殿

所管行政庁 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

1. 認定計画実施者の氏名又は名称
2. 認定計画実施者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 理由

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

**(9-1) 参考様式5 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建築士による書類を添付する場合）**

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　月　日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第　　号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年　月　日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名又は名称

5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（級）建築士（　）登録第　　号  
住所　　印  
氏名

（級）建築士事務所（　）知事登録第　　号  
名称　　印  
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

**(9-2) 参考様式5 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建設工事の受注者による書類を添付する場合）**

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　月　日

所管行政府　殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第　　号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年　月　日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 認定建築主の氏名

5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

**(9-3) 参考様式5 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建設工事の受注者による書類）**

(日本工業規格A列4番)

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年　月　日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地

2. 発注者の氏名

3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

⑩参考様式6 低炭素建築物の名義変更届出書

低炭素建築物の名義変更届出書

年 月 日

(宛先) ○○市

譲渡人の住所又は  
主たる事務所の所在地  
譲渡人の氏名又は名称  
代表者の氏名

譲受人の住所又は  
主たる事務所の所在地  
譲受人の氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の低炭素建築物の名義を変更したので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条の規定により届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 低炭素建築物の位置

(以下の欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

- 1 届出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 この届出時には、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（同規則第46条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する認定の通知書の写し及び低炭素建築物の譲渡を証する書類を添付してください。

⑪別記様式 2 号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証

別記様式 2 号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査  
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関  
印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等  市街化区域  
 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途  一戸建ての住宅  非住宅建築物  共同住宅等  複合建築物
5. 建築物の工事種別  新築  増築  改築  修繕又は模様替  
 空気調和設備等の設置  空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 複合建築物の非住宅部分  複合建築物の住宅部分
7. 認定申請先の所管行政庁
8. 適合することを確認した認定基準  
 法第 54 条第 1 項 1 号関係  
 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準  
 一次エネルギー消費量に関する基準  
 その他の基準  
 法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)  
 法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年   月   日
認定申請定日	年   月   日
適合交付年月日	年   月   日
適合証付番号	○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○
審査員氏名	

⑫別記様式 4 号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証（変更）

別記様式 4 号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査  
適 合 証( 変 更 )

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関  
印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等  市街化区域  
 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途  一戸建ての住宅  非住宅建築物  共同住宅等  複合建築物
5. 建築物の工事種別  新築  増築  改築  修繕又は模様替  
 空気調和設備等の設置  空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 複合建築物の非住宅部分  複合建築物の住宅部分
7. 認定申請先の所管行政庁
8. 適合することを確認した認定基準  
 法第 54 条第 1 項 1 号関係  
 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準  
 一次エネルギー消費量に関する基準  
 その他の基準  
 法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)  
 法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年   月   日
認定申請定日	年   月   日
適合交付年月日	年   月   日
適合証付番号	○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○
審査員氏名	

⑯別記様式 5 号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、低炭素建築物新築等計画に係る技術審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)



## 6章. <Q & A>

## ■ Q & A

### 法律編

	質問	回答
1	認定が下りないと着工できないのか。	着工前に申請した計画については、着工した住宅であっても認定を受けることができる。また、申請時期については着工する前に行う必要がある。なお、着工後に申請を取り下げて再度申請することはできないので注意が必要である。
2	建築確認を認定申請前に得ておくことは可能か。また、法第 54 条第 2 項以外の場合において、申請前に建築確認を得ておく必要があるか。	容積率の緩和を活用しない場合は建築確認を認定申請前に得ておくことは可能である。また、確認済証の有無によらず認定の申請は可能である。
3	容積率の緩和を活用する場合は、認定後でないと確認の申請は行えないと考えればよいか。	法第 54 条 2 項に基づく申し出であれば同時申請で問題ないが、確認検査機関に申請する場合は、確認済証の発行は認定後となるが、申請の受付は各機関の判断となる。
4	改修工事における認定申請のタイミングは新築と同様か。	新築と同様に着手前となる。
5	建築確認の必要な改修工事においても、新築同様に法第 54 条第 2 項の申請は出来るのか。	可能である。
6	法第 54 条第 2 項に基づく申し出をした場合に提出する建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の宛先及び申請書に記載されている申請書の内容はどうなるのか。	建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の様式をそのまま用いる。(宛先は建築主事のままとなる)
7	法第 54 条第 2 項に基づく申し出を受けた場合に着工した建築物の中間検査、完了検査では、認定基準に係る部分の検査もするのか。	建築基準関係規定に係る部分のみでよい。
8	1 の敷地に複数の建築物がある場合、申請・審査はどのようにまとめられるか。	敷地に存する当該建築物以外の建築物がある場合においては、同一敷地であっても審査の対象にならない。
9	認定申請を連名で行うことは可能か。	可能である。連名で申請する場合、第一面の申請者記載欄に記入し、書ききれない場合は別紙に記載がある旨表記して別紙に記入することとなる。また、別紙に記載する場合についても第一面の記載事項を記載することになる。(住所、氏名)
10	建築確認申請を同時に行う場合、設計図書など提出書類を兼ねることは出来るのか。	認定申請に必要な図書と建築確認の申請書は、兼ねることはできない。それぞれ必要である。
11	資金計画を記載することになっているが、基準及びその審査はあるのか。また、計画通りに実施されなかった場合、罰則はあるのか。	購入金額(自己資金、借入金と借入先など)を記載し、計画通りに実施されない場合は改善命令を受けることもありうる。
12	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書の「計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士」とは、建築士であればだれでもよいのか。また、建築士でなければいけないのか。	建築士における報告においては、建築士法令等に従って工事を確認した建築士になる。建築士によらない場合、登録住宅性能評価機関や建設業者が確認することも想定される。また、改修や増築等も同じ扱いとなる。
13	参考様式である建築工事が完了した旨の報告書には提出年月日の記載欄があるが、工事が完了した日の記載は不要ということでしょうか。	報告書に添付する工事監理報告書等に記載することになる。改修や増築等も同じ扱いとなる。
14	住宅展示場は低炭素建築物の認定は可能か。(後に住宅として引き渡す場合と、引き渡さない場合があり得る)	住宅であれば可能でだが、最終的に居住しないものであれば「住宅」とは言えない。

	質問	回答
15	別棟で台所がない住宅を建築する場合、認定を受けることができるか。	認定を受ける条件として、原則「居室、台所、便所、風呂」の全てを備えていることが必要となる。ただし、認めるべき特別な理由がある場合は理由書を提出した上で、個別確認となる。
16	技術的審査の申請者と、認定申請の申請者は合わせる必要があるか。	原則、同じになる。
17	容積率の緩和は、改修工事においても利用出来るのか。	可能である。
18	賃貸住宅の場合も認定を受ければ、オーナーが税制優遇を受けられるのか。	所得税(住宅ローン減税)、登録免許税の特例については、住宅購入者が入居することが要件となっており、賃貸住宅のオーナーは税制優遇を受けられない。
19	店舗付き戸建て住宅は、住宅の基準と非住宅の基準の両方の適用を受けるのか。	建築物としての認定を受ける場合はそれぞれの基準が適用される。
20	一次エネルギー消費量の算定において、機械式駐車場や、タワー駐車場は審査対象外と考えて良いか。	計算の対象とならない室となる。
21	増築についてはどのように取り扱うか。	令和4年10月時点で現に存する建築物については、増改築等部分について誘導基準に適合する場合は、建物全体(増改築等部分を含む)について省エネ基準相当への適合が求められる。令和4年10月以降に新築された建築物への増改築等については、既存部分を含めた建物全体が誘導基準に適合している必要がある。また、建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき他の基準については、建築物全体で適合している必要がある。
22	一次エネルギー消費量の算定において、一戸建ての住宅に付随する駐車場は審査の対象となるのか。	対象とならない。
23	複合用途の場合の一次エネルギー消費量算出時、住宅部分と非住宅部分でweb算定用ソフトを分ける必要があるか。	住宅部分と非住宅部分の合算で基準に適合させる。
24	共同名義の建築物について連名で申請する場合、認定通知書は連名分全て交付されるのか。	共同名義の認定通知書は一の建築物につき、1枚となります。
25	共同名義の建築物または分譲マンションの一の住戸について連名で申請することは可能か。	連名で申請することは可能です。ただし、認定通知書は一の建築物につき、1枚となります。
26	施行規則において、所管行政庁が必要と認める図書と不要と認める図書が規定されるか。	長期優良認定制度と同様、申請書に添える図書として、所管行政庁が認める図書を規定し、それを添付する場合には所管行政庁が不要と認めるものを申請書に添えることを要しません。
27	申請書や申請書に添付する図書はどこで定められるか。	施行規則において、認定申請書、認定通知書、変更申請書、変更認定通知書の4様式を定め、合わせて添付する図書と明示すべき事項を定めています。
28	その他基準の選択的項目を明示するための図書は何か。	施行規則において明示すべき事項が記載された平面図、仕様書、計算書等になります。
29	長期優良住宅申請のスキームのように型式性能等の活用はあるのか。ある場合、図書省略は、長期優良住宅と同様のものを想定しているのか。	「日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置」に関する項目について所管行政庁が認める場合、住宅型式性能認定書等を活用し添付図書の一部を省略することができます。

	質問	回答
30	認定申請の際、適合証の原本は正本に添付するのか。	申請先の所管行政庁が定める方法に従ってください。
31	長期優良住宅と低炭素建築物両方の認定を受けることは可能か。	長期優良住宅、低炭素建築物のそれぞれについて認定申請し、認定を受けることは可能です。なお、税制優遇については、いずれかの認定を選択して適用することとなりますので、所得税の特例については低炭素建築物の認定、固定資産税の特例については長期優良住宅の認定というように、税目が異なる場合に併用することは可能です。
32	市街化区域等内とはどのような区域か。 また、上記以外の区域での申請は不可となるか。	法律第7条に規定されている区域で、都市計画法第7条1項に規定する市街化区域の区域、及び区域区分が定められていない都市計画区域にあって都市計画法第8条1項1号に規定する用途地域が定められている土地の区域になります。 また、上記以外の区域での申請はできません。
33	市街化区域等内に限定しているのは何故か。	都市の低炭素化を進める上で、建築物単体の低炭素化を図ったとしても、当該建築物の新築等により都市の拡散を招くものである場合、交通負荷の増大等により、都市全体としての低炭素化につながらないため、申請対象となる区域を市街化区域又は区域区分を定めていない都市計画区域のうち用途地域の指定がある区域のみに限定しています。
34	認定申請書の「申請の対象とする範囲」において、一戸建ての住宅は「建築物全体」にチェックを入れることでよいか。	そのとおり、一戸建ての住宅は「建築物全体」の申請にチェックを入れることとなります。
35	変更認定申請が必要となる変更と、申請不要となる軽微な変更の範囲はどのようになるか。	施行規則において、着手予定期又は完了予定期の6ヶ月以内の変更と、認定基準に適合することが明らかな変更(省エネの効率性を向上させる変更等認定基準に適合することが明らかな変更であって、建築基準法に基づく建築確認が必要である軽微変更に該当するものに限る。)を軽微な変更として取り扱います。 上記の軽微な変更以外は、変更申請が必要です。
36	認定建築主又は建物の名義が変わった場合の手続きはどうなるか。	認定建築主又は建物の名義が変更になった場合、変更認定の手続は不要ですが、その旨を所管行政庁に報告してください。
37	認定申請をディベロッパーが行って認定を受けた後、譲受人が決定し、さらにその後に工事内容に変更が生じた場合、変更申請はだれが行うのか。	低炭素建築物の所有者が、低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請を行うことになります。
38	認定建築主は完了の報告を求められるはあるか。	所管行政庁は法第56条に基づき、認定建築主に対して、法律により低炭素建築物の新築等の状況について報告を求めることができます。 この規定に基づき、長期優良住宅と同様に工事完了報告に検査済証の写し及び工事写真の添付が求められます。

	質問	回答
39	所管行政庁による低炭素建築物への立ち入りや完了検査は行われるか。	法における立入検査又は完了検査の規定はありませんが、所管行政庁は、法第56条～第58条に基づき報告徴収、改善命令又は認定取消を行うことはできます。
40	認定を受けた建築物が完成し、その認定低炭素建築物を増築した場合は新規申請と変更申請のどちらで行えばよいか。	認定を受けた建築物において、軽微な変更に該当しない変更を行う場合は変更申請を行うことになります。なお、認定を受けていない建築物において増築した場合に認定申請を行う場合は、新規の申請となります。
41	法の認定を受けた場合、建築物省エネ法の届出をしたものとみなされるが、認定後21日を待たず着工できるか。	そのとおり。
42	法の申請と建築物省エネ法の届出は同時にできるか。	同時に申請と届出を行うことは可能。ただし、建築物省エネ法による届出は、建築物省エネ法に基づき着工の21日前までに届出を行う必要がある。
43	共同住宅の各住戸について、エコまち法の低炭素建築物の認定を受けた場合、建築物省エネ法の届出をしたものとみなされるか。	建築物省エネ法の届出では各住戸及び建物全体の省エネルギー性能を評価する必要があるため、各住戸のみ低炭素建築物の認定を取得している場合は、届出をしたものとみなされず、別途届出が必要。建築物省エネ法の届出をしたものとみなされるのは、建物全体の認定を受けた場合に限る。

## 低炭素建築物 認定マニュアル

平成 24 年 12 月 4 日	第 1 版発行
平成 25 年 5 月 1 日	第 2 版発行
平成 25 年 10 月 1 日	第 3 版発行
平成 27 年 7 月 8 日	第 4 版発行
平成 29 年 4 月 1 日	第 5 版発行
平成 30 年 4 月 1 日	第 6 版発行
令和 3 年 4 月 1 日	第 7 版発行
令和 4 年 10 月 1 日	第 8 版発行

監修 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付  
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会  
一般社団法人 日本サステナブル協会